

## 1 久万高原町の景観のとらえ方

「景観法」による様々な景観形成の仕組みを有効に活用しつつ、町民・事業者・行政の協働と連携による景観形成の取り組みを一層推進し、久万高原町の美しい景観を守り、育て、創造していくために、景観法に基づく「景観計画」を策定します。

### 「久万高原町みどりのふるさと環境条例」より

※平成 16 年 8 月 1 日施行

ふるさと久万高原町は、四国山地を背に広がる、緑深い高原文化の町である。

ここには、澄み切った水と空気、青々と茂る森、緑豊かな高原の中で育まれてきた生活文化がある。

ふるさと久万高原町には、自然と暮らしの共生する豊かな農山村の風景がある。そして、土佐と松山を結ぶ土佐街道の宿場町として、また四国霊場八十八箇所第 44 番札所「大宝寺」の門前町として、古くから栄えてきた歴史文化の面影を残す風景がある。



直瀬地区農村風景



大川地区農村風景



四国霊場八十八箇所第 44 番札所大宝寺

景観をとらえる構成（重層している）

【生活】

農業、林業、商業、地域行事、伝統行事、祭りなど

【歴史・文化】

四国霊場 88 箇所、神社仏閣、史跡名勝、天然記念物、名勝史跡、伝統文化など

【土地利用】

森林、中山間、農地、集落、商業地など

【地形】

山・河川・平地など

時間の流れの変化（一日・一年）  
四季折々の変化（春夏秋冬）

久万高原町の景観をとらえると、【地形】【土地利用】【歴史・文化】【生活（生業や営み）】が重層していることがわかります。

つまり、町域に広がる大地には、歴史の変遷による変化を刻み、文化を形成しています。その歴史文化の変遷の上には、現代の土地利用により生活や暮らし、生産活動、あるいは経済活動が行われています。そこに、時間の流れが加わり、一日から一年間の暮らし、四季の移ろいによる景観を育てています。

もっばら、景観をとらえると、人（町民）の暮らしや営みの中で、何気なく見ている景観を生活景として考えていくことが、久万高原町らしい景観計画の立案になります。

## ○えひめやまなみ燦々風景街道

### ■えひめやまなみ燦々風景街道について

#### 天空の郷、自然・歴史を巡る道

「えひめ やまなみ燦々 風景街道」は、久万高原町の住民と行政が活動主体（風景街道パートナーシップ）となって、「えひめ やまなみ燦々 風景街道パートナーシップ」を組織し、平成 26 年 4 月、日本風景街道に登録されました。

平均標高 800m に位置する久万高原町。空に星に太陽に近い場所で、道路からは美しい山々が連なる雄大な「山並み」を眺め、燦々と降り注ぐ太陽（サン）の光や山（さん）の恵みをたっぷり受ける高原野菜、都市部への幹線となる国道 33 号線などから「えひめ やまなみ燦々 風景街道」と名付けられました。

中心となる道路は、国道 33 号、国道 440 号、国道 494 号、県道 12 号（主要地方道西条久万線）、県道 383 号（一般県道四国カルスト公園縦断線）は、高知市と松山市を結ぶ幹線道路で四国山地を通過し、西日本一の名峰「石鎚山」や「面河溪」、「四国カルスト」などに代表される山並みと清流「仁淀川」が道路に沿って流れ、豊かな自然の風景を眺めることができます。また、特色のある地域の歴史や文化を有するロマンあふれるルートです。



えひめやまなみ燦々風景街道ルート図

#### えひめやまなみ燦々風景街道資源図



■活動内容

【地域の狙い】

- ・四国山地に広がる「自然」をテーマに、美しい景観の保全・創出活動や交流イベント活動の推進により地域の活力向上を目指す。

【活動エリアと地域資源】

- ・久万高原町全域を活動範囲とする。
- ・地域固有の資源として、西日本最高峰の「石鎚山」、日本三大カルストの一つ「四国カルスト」、国指定の名勝である「面河溪」や「古岩屋」を有する。
- ・環境美化推進条例を制定するなど、町全域で美化清掃活動が活発に行われている。
- ・風景街道では、これらの地域資源や風土を活かし、美化活動、道の駅活用、自転車・マラソン等の交流イベントの取り組みを推進する。

【地域の活動推進体制】

- ・えひめやまなみ燦々振興協議会

【会員】：久万高原町、商工会等関連団体、ボランティア団体、地元建設業協会など  
計 13 団体

【オブザーバー】：愛媛県中予地方局久万高原土木事務所、国土交通省



清掃活動(町内全域)



きららの森づくり(県道 12 号)



ヒルクライムレース(県道 12 号)



景観伐採(町内全域)

活動状況

## 2 上位関連計画と景観計画の位置づけ

### (1) 久万高原町上位計画

#### 第2次久万高原町総合計画

##### ◆将来像

ひと・里・森がふれあい ともに輝く 元気なまち  
～ 地域が手を取りあい まちを次代へ～

「ひと」：まちに生きる人々、また地域外から訪れ交流する人々

「里」：地域や社会

「森」：森林や自然

「～ 地域が手を取りあい まちを次代へ～」：時代を乗り越える新たな自治体制

本町は、豊かで清涼な自然環境に恵まれた穏やかなまちであると同時に、人口減少によりそれが脅かされている状況でもあります。したがって、本町の今後のまちづくりを考えていく上では、「ひと（本町住民や町外住民）」が定着し、「里（地域社会）」が安定し、それにより「森（自然）」を守ることが重要であり、それは、これまでもこれからも変わりません。

人口減少・少子高齢化の更なる深刻化、社会経済の状況などから財政的に厳しい時代を迎えることとなりますが、そうした時代を乗り越える新たな自治体制を形づくっていきたいという思いを込め、将来像を「ひと・里・森がふれあい ともに輝く 元気なまち ～ 地域が手を取りあい まちを次代へ～」としています。

## (2) 愛媛県関連計画

### ①えひめ景観計画策定ガイドライン

景観法の施行を受け、平成 17 年 11 月には、景観行政団体となった市町が地域住民との協働によって景観計画を策定するための手引き書として、「えひめ景観計画策定ガイドライン」を策定し、良好な景観形成による地域特性を活かした新たなまちづくりの推進を図っています。

#### ◇えひめ景観計画策定ガイドライン（平成 17 年 11 月策定）

「景観法」及び「景観法運用指針」に基づき、市町が景観行政を進めていく上で、その機軸となり、景観計画を策定する際の手引き書となるよう策定したものの。

主な内容：

- ・景観計画策定の意義
- ・景観計画について
- ・景観計画区域の考え方
- ・景観計画の手続きの整理
- ・景観計画に活用できる制度
- ・景観計画策定手続きの整理
- ・住民との協働による景観形成の方向性の検討 等

### ②久万都市計画区域マスタープラン

平成 29 年 4 月に策定された「久万都市計画区域マスタープラン」において、まちづくりの課題、地域毎の市街地像に景観形成に関わる記述がみられます。

#### ◇「久万都市計画区域マスタープラン」における景観形成に関わる記述

- まちづくりの課題
  - ・緑豊かな森林等恵まれた地域資源の保全、育成及びレクリエーションへの活用
- 地域毎の市街地像
  - ・木の温もりに懐かれた自然・歴史・文化がとけ込んだ潤いのある都市空間の形成

## ③「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産候補地への提案

平成 19 年 12 月に、四国 4 県と各県の 58 市町村（徳島県 14 市町、高知県 22 市町村、愛媛県 12 市町、香川県 10 市町）は、文化庁に対して「四国八十八箇所霊場と遍路道」を「世界遺産暫定一覧表記載資産候補」として再提案を行いました。

四国遍路は、愛媛県、高知県、香川県、徳島県の 4 県からなる四国を全周して、弘法大師ゆかりの八十八箇所の札所霊場を巡る、全長 1,400 km に及ぶ壮大な寺院巡礼です。古くから一般庶民の間に定着し、それを地域社会が「お接待」と呼ばれる支援により支えており、遍路の基となる「思想・信仰」と実践する「場」とそれを支える「地域」の 3 者が一体となったものであり、時代とともに変化する地域社会と共存して千年を超えて継承されている「生きた文化資産」です。

こうした八十八箇所霊場を中心とする有形無形の「遍路文化」を人類のかけがえのない財産として保存し、その価値を損なうことなく適切に活用するとともに、その意義を全国に、さらには世界へ向けて発信し、人類共有の財産として将来の世代へ確実に引き継いでいくことを目的としています。

この再提案は、平成 18 年度に継続審議となり文化審議会から出された諸課題に対して、四国 4 県、関係市町村、札所寺院と連携して検討し、取りまとめたものです。

## ○世界遺産・資産内容

四国八十八箇所霊場、遍路道、道標等の遍路関係資料、過去の佇まいを残す街並み

本書の中に示されている構成資産(遍路道、四国八十八箇所霊場寺院、名勝、史跡等)の中で、久万高原町に関するものについては以下の資産が挙げられています。

■遍路道の保護手法と構成資産の特徴(久万高原町関係分)

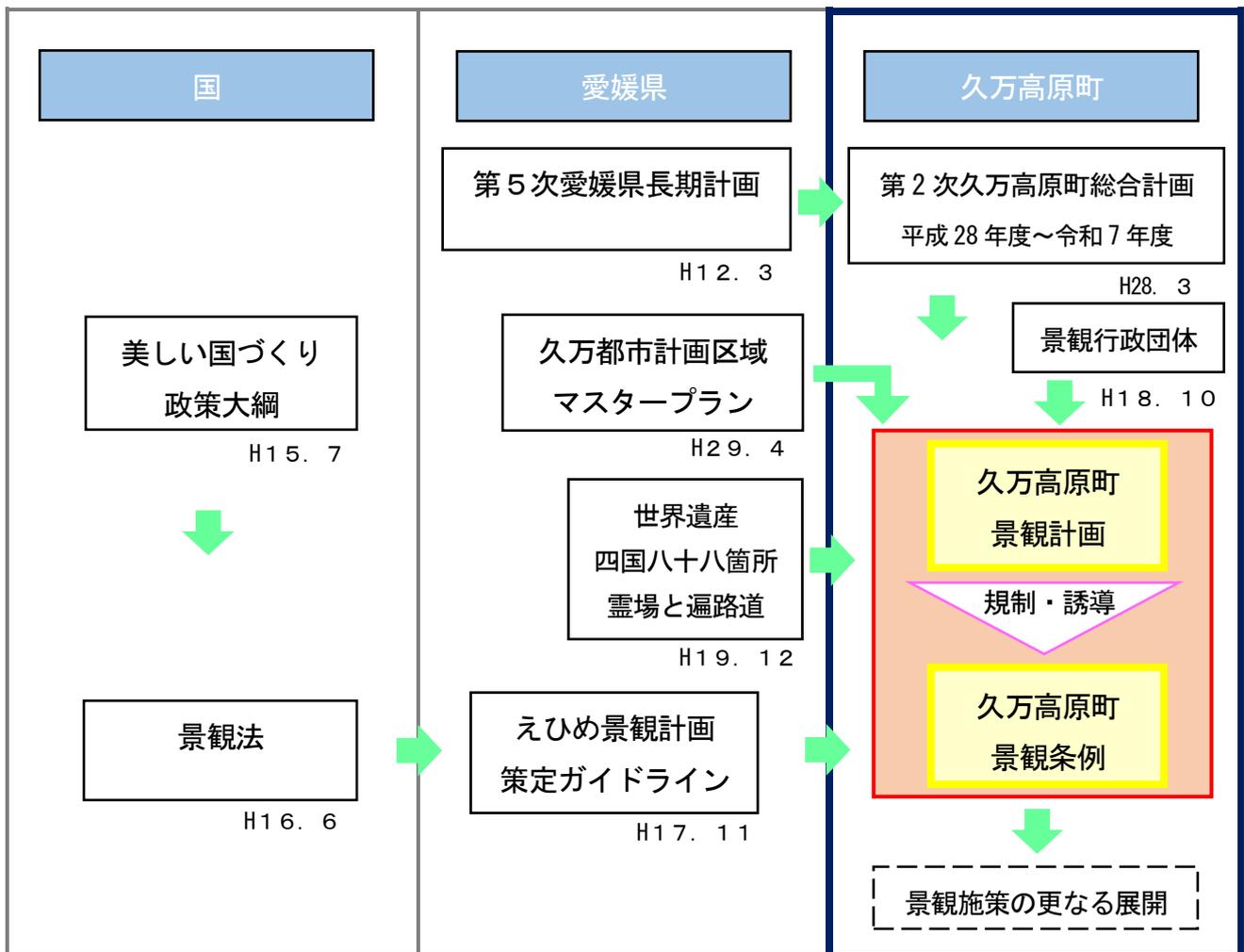
資産名	保護手法	延長距離 (km)	資産の特徴
明石寺～大宝寺	重要文化的景観	22.8	・遍路道と街道景観 峠道がよく残るひわだ峠等の丘陵地帯や田園地帯を通り、往時の雰囲気が残っている。
大宝寺～岩屋寺	史跡	5.3	・八丁坂 八丁坂は大宝寺等に荷物を置いて登る難所で、山道は古道の様相をよく留めており、多数の丁石等が残る。
	重要文化的景観	4.0	・遍路道と街道景観 丘陵地帯を通り、小堂や道標等もあり、往時の雰囲気が残っている。
岩屋寺～浄瑠璃寺	史跡	3.9	・澄禅もその紅葉を称えており、岩屋寺周辺は無数の礫岩峰がそびえる特異な景観をしていることから、名勝「岩屋」に指定されている。
	重要文化的景観	6.5	・遍路道と街道景観 丘陵地帯を通り、小堂や道標等もあり、往時の雰囲気が残っている。

資料：世界遺産暫定一覧表記載資産候補「四国八十八箇所霊場と遍路道」報告書

(3) 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第 8 条に基づく計画として、対象とする区域（景観計画区域）、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めるもので、景観形成の基本的な指針となるものです。

また、計画策定にあたっては、町の政策を展望しつつ、「久万高原町総合計画」等の上位・関連計画と調整を図っています。以下に、上位・関連計画を含めた計画体系における位置づけを示します。



久万高原町景観計画の位置づけ(上位・関連計画を含めた計画体系)

### 3 景観法と景観計画の役割

#### (1) 景観法とは

景観法は、都市や農山漁村などの良好な景観の形成を図ることを目的とした景観についての総合的な法律です。

大きく捉えると、「良好な景観形成の理念」と、それを実現するための手段としての「景観計画」から構成され、さらに「景観地区」や「景観協定」などの諸制度が示されています。

その使い方は景観行政団体（久万高原町）に委ねられ、地域の景観保全や景観まちづくりの創造に向けた活用が全国で展開されています。

#### (2) 景観計画とは

景観計画は、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るために定める基本的な計画です。以下のような特徴のもと、地域の景観特性を活かした景観の規制・誘導を行うことができます。

##### 景観計画の特徴

- ・ 都市計画区域内外を問わず計画区域とすることが可能（農地、国立公園等も対象）
- ・ 区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める  
→ 強制力の付与（勧告、変更命令、罰則等）
- ・ 地域の実情に応じ、規制内容等を柔軟に定めることが可能
- ・ 計画内容について、景観行政団体である市や町の裁量範囲が大きい
- ・ 景観上重要な建造物や樹木を指定して、景観誘導を図ることが可能
- ・ 道路や河川を景観重要公共施設として位置づけ、景観に配慮した整備と占用許可基準を示すことが可能
- ・ 住民の積極的な参加を促進（計画づくりへの参加、実際の取組への参加）

## 1 久万高原町の概要

ふるさと久万高原町は、四国山地を背に広がる、緑深い高原文化の町です。ここには、澄み切った水と空気、青々と茂る森、緑豊かな高原の中で育まれてきた生活文化があります。

西日本一の名峰「石鎚山」や「面河溪」、「四国カルスト」に代表される雄大な「やまなみ」、四国山地を源流とする清流「仁淀川」の自然景観や多くの歴史・文化施設、史跡など、ロマンあふれる景観資源を有しています。

このように豊かな自然環境等、自然と暮らしの共生する豊かな農山村の風景があり、また、古くから栄えてきた歴史文化の面影を残す風景等、多様な景観資源が多く分布しているのが特徴です。

### (1) 位置

久万高原町は愛媛県のほぼ中央部に位置し、旧久万町・面河村・美川村・柳谷村の4か町村が平成16年8月に合併した高原のまちです。町名の由来は、中心となる地域一帯の名称です。北は三坂峠を挟んで松山市と、皿ヶ嶺連峰を隔てて東温市、石鎚連山を境として西条市に接しています。

また、南は高知県、西は砥部町、内子町、西予市といずれも山々で接しており、県都松山市の中心部までは約34 km、バスで約1時間の距離にあります。



## (2) 地勢

### ①地形

本町は、標高 1,000m を超える四国山地に囲まれた標高 400~800mの山間の地域であり、地形は南北約 30 km、東西約 28 km、総面積は約 584k m<sup>2</sup>で、県内 20 市町のうち最も広い面積を有しています。

また、本町は森林が大半を占め、久万地域はなだらかな高原地域で、土佐湾へ流れ込む仁淀川から分岐した、面河川※、久万川が縦走する水源地域に広がっており、集落はその溪谷に沿って点在しています。(※「面河川」は俗称で正式名称は「仁淀川」。以下、同じ。)

### ②水系

本町は、仁淀川上流域に位置し、水源の豊富な地域です。仁淀川は、石鎚山の山麓にある御来光の滝付近から流れ出た面河川と、三坂峠方面から流れてきた久万川が御三戸で合流して形成されています。

また、本町と松山市の境界にある三坂峠は分水嶺となっており、北側の三坂川（重信川水系）は瀬戸内海に、南側の久万川（仁淀川水系）は太平洋に流れています。

一方、町内には面河川、久万川等によって作り出された面河溪、御三戸嶽、八釜の甌穴群といった奇岩の名勝が点在しています。

## (3) 気象

本町の気候は、標高が高い山間地に位置しているため、気温は概して低く、夏季は冷涼ですが、冬季は寒冷が厳しく積雪があり、また、台風の常襲地帯に属しています。

年間平均降水量も松山市の 1,393.6 mmに対し、本町は 1,992.5 mmで約 600 mm多くなっています。

この冷涼多雨な気候は、材木の生育に適しており、県内有数の林業地を形成しています。

### ■ 久万高原町の気候（平成元年～平成28年の平均）

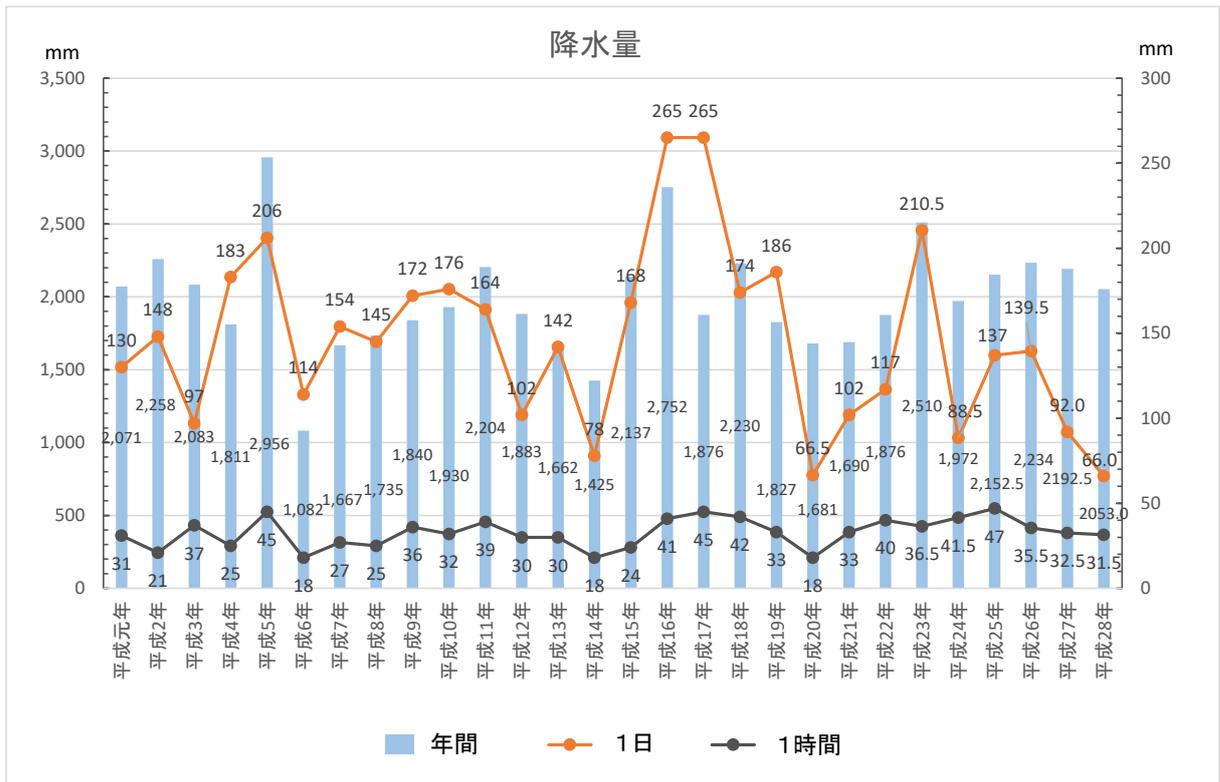
	気温(°C)			降水量(mm)		年間 平均風速 (m/s)	年間 日照時間 (h)
	年間平均 気温	最高気温	最低気温	年間平均 降水量	日最大 降水量		
久万高原町	12.8	33.6	-8.8	1,992.5	146.0	1.2	1,542.0
松山市	16.7	35.6	-2.0	1,393.6	100.1	2.1	2,004.5

※観測地点：久万高原町…久万地域気象観測所(久万高原町入野)

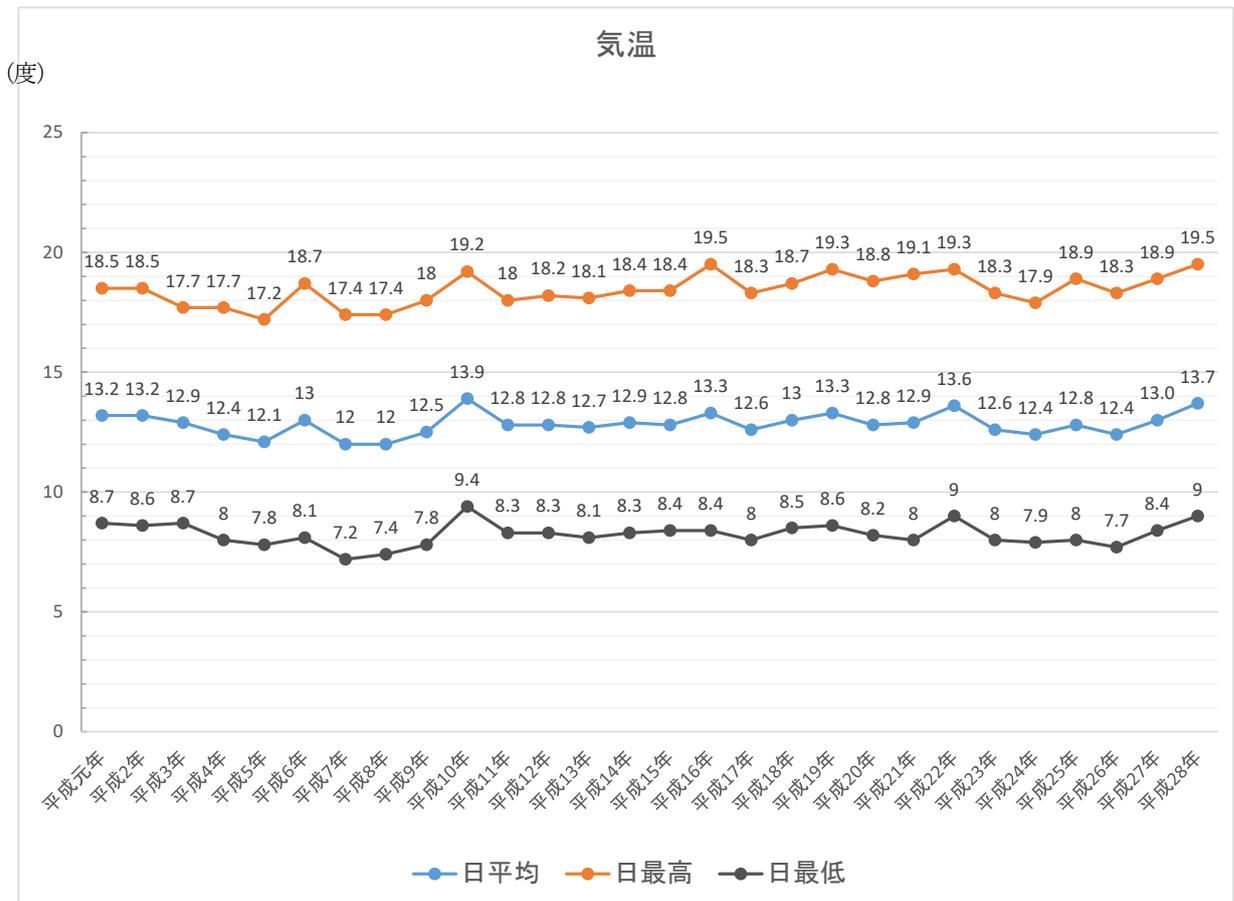
資料：松山地方気象台

松山市…松山地方気象台(松山市北持田町)

①降水量推移



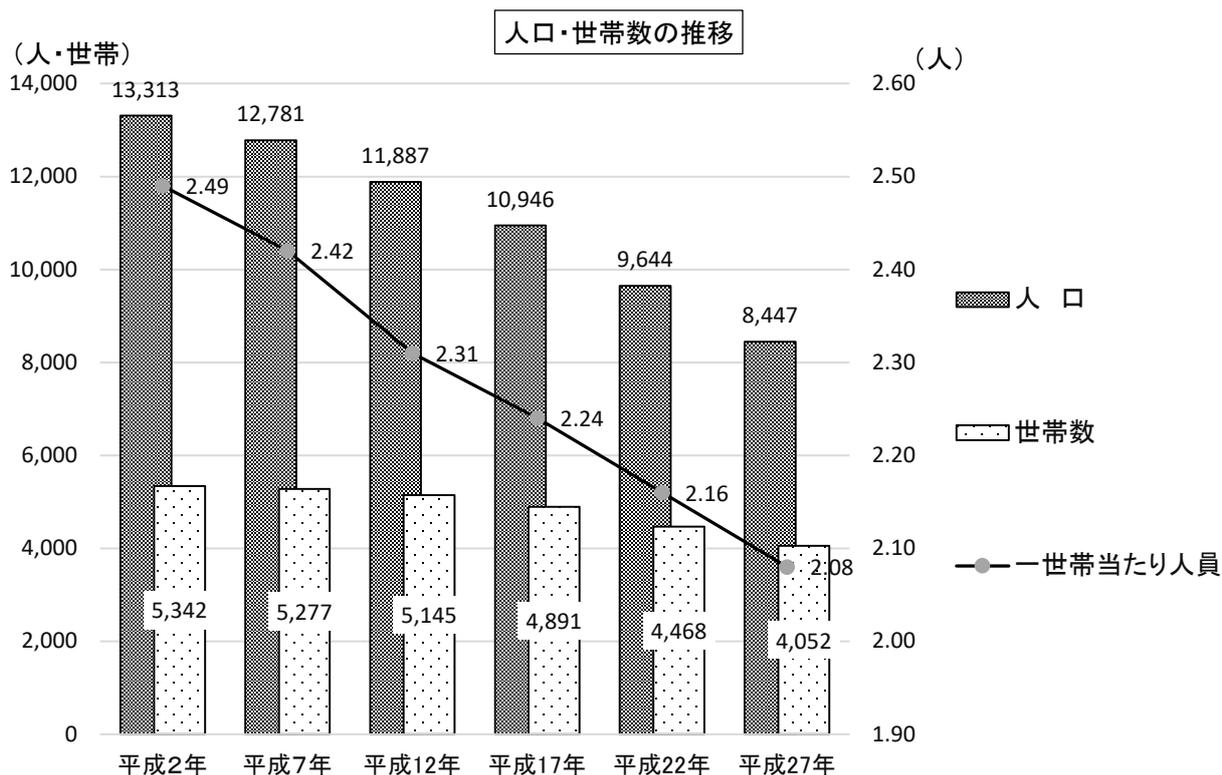
②気温推移



(4) 人口

①人口・世帯数の推移

平成2年から平成27年の間で、総人口は4,866人(減少率36.6%)、世帯数も1,290世帯(減少率24.2%)減少しています。調査年毎の人口減少率は、毎回大きくなっており、平成22年から平成27年の人口減少率は12.4%となりました。



■ 人口・世帯数の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口(人)	13,313	12,781	11,887	10,946	9,644	8,447
世帯数(世帯)	5,342	5,277	5,145	4,891	4,468	4,052
一世帯あたり人員(人)	2.49	2.42	2.31	2.24	2.16	2.08

資料：国勢調査

## ②年齢3区分人口の推移

## ■ 年齢3区分別人口の推移

(人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口 (0～14歳)	1,848 (13.9)	1,724 (13.5)	1,412 (11.9)	1,178 (10.8)	899 (9.3)	728 (8.6)
生産年齢人口 (15～64歳)	8,028 (60.3)	6,980 (54.6)	5,935 (49.9)	5,090 (46.5)	4,406 (45.7)	3,712 (44.1)
老年人口 (65歳以上)	3,437 (25.8)	4,077 (31.9)	4,540 (38.2)	4,678 (42.7)	4,329 (44.9)	3,984 (47.3)
合計	13,313 (100.0)	12,781 (100.0)	11,887 (100.0)	10,944 (100.0)	9,634 (100.0)	8,424 (100.0)

平成17年 2名不詳 平成22年 10名不詳 平成27年 23名不詳

資料：国勢調査

## (5) 産業

## ①産業構造

平成27年の本町の就業者数は3,959人で、生産年齢人口と比例して減少傾向で推移しています。

就業構造の推移をみると、第一次産業が増加しており、第二次産業及び第三次産業は減少傾向にあります。

また、県平均と比べて第一次産業の構成比が極めて高いことが特徴となっています。

## ■ 就業構造の推移

(人、%)

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人数	構成比										
就業者総数	7,061	100.0	6,777	100.0	5,740	100.0	4,907	100.0	4,088	100.0	3,959	100.0
第一次産業	2,335	33.1	2,231	32.9	1,690	29.4	1,381	28.1	1,081	26.4	1,179	29.8
第二次産業	1,852	26.2	1,728	25.5	1,415	24.7	1,003	20.4	617	15.0	578	14.6
第三次産業	2,872	40.7	2,816	41.6	2,634	45.9	2,511	51.2	2,296	56.1	2,177	55.0

※平成22年は分類不能が94人存在するため、合計値は合わない。

資料：国勢調査

※平成27年は分類不能が25人存在するため、合計値は合わない。

参考) 愛媛県の就業構造 (平成27年)

第一次産業 7.7%、第二次産業 24.3%、第三次産業 68.0%

②農業

久万高原町の耕地は標高 400~600mに位置し、夏季冷涼な気候を生かした農業生産が行われています。昭和 40 年代後半から水田の圃場整備事業に取り組み、大部分が整備された整形の水田となっています。その水田で生産される米は、かねてより平地に比較し減農薬で栽培されてきたことから、減農薬有機栽培を奨励し、「久万高原清流米」として消費者からの支持を得ています。

また、夏秋野菜の振興に力を入れ、トマト、ピーマンの2品目が国の産地指定を受けており、特にトマトについては京阪神市場でトップクラスの評価を得ており、当町の農業の稼ぎ頭となっています。そのほか、りんご、ぶどう、なし等の観光農園や花木生産も行われ、季節感のある彩り豊かな農業が営まれています。

■ 久万高原町の主な特産品

分類	品目
農産物	りんご、ぶどう、なし、トマト、ピーマン、レタス、しいたけ、美川茶、久万高原清流米
農産加工品	はったい粉、美川そうめん、手延べうどん、わさび酢漬、さしみコンニャク、トマトジュース、とうふの梅漬
林産物	久万銘木
工芸品	木工品
魚・同加工品	あまごの甘露煮、鮎、あまご
その他	「合格」きっぷ、「合格」破魔矢

③林業

面積約 584 km<sup>2</sup>のうち約9割が森林で、そのうち約8割を人工林が占めています。冷涼多雨の気候による木目が細かく強度の高い、良質なスギやヒノキが生産されており、生産量は県内でもトップクラスです。

久万林業を発展させるきっかけとなったのは、和歌山県から本町の四国霊場 44 番札所「菅生山大宝寺」の住職として来住した井部栄範が、当時の山野の荒廃と民生の疲弊を深く憂い、自然条件がスギの育成に適していることに着目して、明治5年から、自ら植林を行うとともに、付近の住民に対しても苗木の無償配付を行うなど広く植林を呼びかけたことです。

また、久万林業の本格的な産地づくりは、昭和 30 年代後半から始まりました。「品質の揃った良質材を生産する」という目標の基、郡単位で独自の育林技術体系を全国に先駆け昭和 44 年に作

成し、林研グループ、行政、森林組合、林家が一体となった全町的な施策の展開を図りました。

しかし近年は、高齢化と過疎化が進行する中で、林業従事者の減少と高齢化、木材需要の減退、外材の輸入、国産材価格の低迷など大変厳しい状況にあります。

(単位：ha)

市町村	国有林	民有林 (A)	地域森林計画対象森林 (B)	A-B	森林面積 国有林+民有林
久万高原町	9,326	43,040	43,010	30	52,367

## 2 久万高原町の景観背景

### (1) 歴史文化

#### ①街道・遍路道

##### ■ 旧土佐街道(久万街道)

この街道は、大和時代から存在しており、古くは里道ともいわれ、人と家畜が行き来する道が次第に里山と里山を繋ぐ街道へと進化し、やがて松山～土佐間の人や物資の往来を担う重要な交通路へと変貌を遂げていきました。

松山札の辻を起点に、一里毎に一里塚と呼ばれる里石を立て、坂本村（現松山市久谷）、三坂峠から久万に至り、美川、土佐川口に至る土佐への最短道路であったといわれています。

また、旧土佐街道は、明治25年に旧国道33号が開通するまで松山、上浮穴郡、高知を結び重要な街道で、生活に欠くことのできない道であり、四国霊場第45番札所岩屋寺、第46番札所浄瑠璃寺を打ち終えた遍路たちが次の札所へと向かった道でもあり、今もなお、四国八十八箇所巡りの歩き遍路の道として生きています。

旧街道の本町役場周辺には趣のある醤油屋、遍路宿等が立地し、歴史的な街並みの雰囲気が残っています。

なお、本町と松山市との境界にある三坂峠（標高720m）は、昔は高知への最大の難所であり、当時の往来については「三坂馬子唄」にも「♪むごいもんぞや久万山馬子はヨ～ 三坂夜出て夜もどるヨ～♪」と唄われ、その往復には一昼夜もかかったといわれています。

また、正岡子規も明治14年（1881）、明治22年（1889）の2回、友人と共に訪れており、峠には正岡子規の句碑が建立されています。

#### ◆ 三坂峠に建立されている句碑

- 正岡子規句碑+漢詩（三坂即事）の碑
- 種田山頭火句碑「秋風あるいてもあるいても三坂峠」
- 遍路道道標
  - ・明治に造られたもの。「右へんろみち、左松山道」とある。
- 檜垣翁顕彰碑
- 「四国スキー発祥之地」の碑

## ■ 遍路道

四国の遍路道は、全長 1,400 kmにも及ぶ国道、県道、山道など様々な道からなる四県共通の文化、宝といわれ、世界遺産に登録しようという動きも始まっています。一般に遍路道は、遍路専用の道として整備されたものではなく、山岳部、平野部に限らず、地域の生業や生活の道が遍路道としても利用されてきたもので、地域住民により、道標や丁石等の遍路を導く設備の整備や維持がなされてきました。

また、遍路道は、四国の豊かな自然環境もあり、山間部では古道の様相が良好に残る箇所も多くみられます。

本町では、第 43 番札所「明石寺」～第 44 番札所「大宝寺」に至る遍路道と、第 44 番札所「大宝寺」～第 45 番札所「岩屋寺」に至る遍路道があります。

このうち、第 43 番札所「明石寺」～第 44 番札所「大宝寺」に至る遍路道は、内子町との境界にある下坂場峠～鶴田峠～国道 33 号に至る道で、林道と林道から分岐した山道からなっています。

一方、第 44 番札所「大宝寺」～第 45 番札所「岩屋寺」に至る遍路道は、舗装された県道 12 号沿いの中間を過ぎた辺りで歩き専用の山道に入り、八丁坂越えとなります。

八丁坂は、延長 2,800mの急な坂で、昔の人は修行の遍路道として選び、南無大師遍照金剛を唱えながら登ったといわれています。

## ②四国八十八箇所霊場札所

四国八十八箇所札所のうち、愛媛県・伊予の札所は「菩薩の道場」と呼ばれ、全部で 26 箇所あります。このうち本町には、第 44 番札所「大宝寺」と第 45 番札所「岩屋寺」の2つの札所があります。

### ■ 第 44 番札所「大宝寺」

この寺の開基にはいくつかの説があり、百済からやってきた聖僧が十一面観世音菩薩を携えてきて、山中に安置したことが始まりとする説があります。

かつては、明石寺から、この大宝寺までが八十八箇所中最難関の順路で 81 kmもあり、いくつもの峠を越えていく遍路道でした。

境内には杉や檜の大木がそびえたち、高地であるため空気も澄み、幽玄な雰囲気醸し出しています。この寺を打つと四国霊場の丁度半分をお参りしたことになります。



■ 第45番札所「岩屋寺」

背後の山に守られるように建っています。山門から石段や坂道を20分ほど歩くと巨大な岩石の岸壁がそそり立つ前に本堂が見えてきます。

境内の石碑には、寺の縁起として、弘法大師が修行の霊地を求めて投げていた明王鈴の音を頼りに当山に巡錫（じゅんしゃく）されたとあります。

また大師堂奥には狭い山道があり、その山道を辿ると大師の行場「逼割禅定（せりわりぜんじょう）」へ辿り着きます。



(2) 文化財

① 国指定文化財

■ 国指定文化財（主な建造物、史跡、名勝）

分類	名称	指定年月日
国指定重要文化財	岩屋寺大師堂	平成19年6月18日指定
国指定重要文化財	旧山中家住宅	昭和45年6月17日指定
国指定記念物（史跡）	上黒岩岩陰遺跡	昭和46年5月27日指定
国特別天然記念物	八釜の甌穴群	昭和27年3月29日指定
国特別天然記念物	岩屋	昭和19年11月7日指定
国特別天然記念物	古岩屋	昭和19年11月7日指定
国特別天然記念物	面河溪	昭和8年2月28日指定

■ 国指定登録有形文化財（主な建造物）

分類	名称	建築年代
国指定登録有形文化財	旧石丸家住宅主屋（ふるさと旅行村）	江戸時代後期
	極楽堂（ふるさと旅行村）	明治31年
	旧渡邊家住宅主屋（ふるさと旅行村）	明治12年
	旧尾花家隠居屋（ふるさと旅行村）	明治38年
	土蔵（ふるさと旅行村）	明治3年

## ②県指定文化財

## ■ 県指定文化財（主な建造物、工芸、史跡、名勝、天然記念物、無形文化財）

分類	名 称	所在地
有形文化財（建造物）	三島神社拝殿	菅生
有形文化財（建造物）	八幡神社本殿・拝殿	直瀬
有形文化財（工芸品）	高殿神社鰐口	西明神
有形文化財（工芸品）	菅生山大宝寺三十三燈台	菅生
記念物（史跡）	仰西渠	西明神
記念物（名勝）	菅生山	菅生
記念物（名勝）	御三戸嶽	仕出
記念物（天然記念物）	イヨダケの自生地	露峰
記念物（天然記念物）	住吉神社カヤ（榎）の樹叢	下畑野川
記念物（天然記念物）	コウヤマキ（高野槇）	東明神
記念物（天然記念物）	カツラ（桂）	大成
民俗文化財（無形民俗文化財）	川瀬歌舞伎	直瀬

## ③町指定文化財

## ■ 町指定文化財（一部を抜粋）

分類	名 称	所在地
有形文化財（絵画）	久万山絵図	菅生（久万美術館）
有形文化財（彫刻）	高殿神社随神一對	西明神
有形文化財（彫刻）	阿弥陀如来像	黒藤川「正泉寺」
有形文化財（彫刻）	金剛力士像	菅生「大宝寺」
有形文化財（彫刻）	大除城主大野直昌の位牌	菅生
有形文化財（彫刻）	弥陀三尊像	有枝「極楽寺」
有形文化財（工芸）	菅生山大宝寺三十番神	菅生
有形文化財（工芸）	掘出し観音	菅生「大宝寺」
有形文化財（工芸）	宝篋印塔	菅生「大宝寺」
有形文化財（工芸）	高膳	東川「河崎神社」
有形文化財（工芸）	陣鐘	菅生
有形文化財（石造美術）	里塚石	有枝・七鳥・東川・黒藤川
有形文化財（石造美術）	芭蕉塚	菅生「大宝寺」
有形文化財（書跡等）	住吉神社俳句の額	下畑野川
無形民俗文化財	父野川万歳保存会	父野川
無形民俗文化財	上畑野川郷土芸能保存会	上畑野川
無形民俗文化財	あけぼの会（万歳）	直瀬
無形民俗文化財	下直瀬獅子舞保存会	下直瀬
無形民俗文化財	住吉神社獅子舞保存会	下畑野川
無形民俗文化財	五社神社獅子舞保存会	上直瀬
無形民俗文化財	西村獅子	中津
無形民俗文化財	小村獅子	西谷
無形民俗文化財	名荷おどり	西谷
有形民俗文化財	絵馬	菅生「三島神社」
有形民俗文化財	やまびこ荘	大成
有形文化財（建造物）	五社神社本殿	直瀬
有形文化財（建造物）	岩屋寺仁王門	七鳥
記念物（史跡）	旧土佐街道里程標石・碑文（通称・里塚石）	東明神・入野・菅生
記念物（史跡）	八丁坂	直瀬
記念物（史跡）	幽谷上人入定の地	下畑野川
記念物（史跡）	宝篋印塔	大川
記念物（史跡）	土居邸庭園	大川
記念物（史跡）	旧梅木家屋敷跡（石垣）	東川

## (3) 主要施設

本町は、全国有数の林業地ということもあり、全国に先駆けて公共施設の木造化を推進しています。特に久万地区においては、「木にこだわりの町づくり」を合い言葉に、学校や美術館といった公共施設はすべて地元産材を活用した木造建築となっています。

## ① 主な木造公共施設

## ■ 主な木造公共施設

施設名	概要	所在地
久万高原町立美川小学校	平成14年度木造公共施設整備促進事業を活用した木造校舎（平成15年建築）。旧村内の3校が合併。	美川地区
久万高原町立仕七川小学校	平成26年建築	美川地区
久万高原町立父二峰小学校	平成13年度木造公共施設整備促進事業を活用し、建て替えた木造校舎。（平成13年建築）	久万地区
久万高原町物産館「みどり」	特産品販売所と食堂からなる木造瓦葺平屋建ての木造建築物。（平成元年建築）	久万地区
久万高原町立久万美術館	全国初の木造美術館。（昭和63年建築）	久万地区
久万高原町立久万中学校	地元産材を活用した全国有数の大型木造校舎。（平成11年建築）	久万地区
久万高原町立久万小学校	平成19年建築	久万地区
久万高原町立直瀬小学校	地元産材を活用し在来軸組工法により建築された木造校舎。町営施設木造化事業の一環で建築。（平成3年建築）	久万地区
久万高原町立畑野川小学校	地域の森林資源を活かした木造校舎。外観は洋風であるが在来軸組工法による伝統的な木造建築物。（昭和63年建築）	久万地区
久万高原町立明神小学校	地元産材を活用し在来軸組工法により建築された木造校舎。町営施設木造化事業の一環で建築。（平成7年建築）	久万地区
久万高原町立図書館	蔵をイメージした木造図書館。木や林業に関する資料を多数揃えている。（平成9年建築）	久万地区
久万高原駅「やまなみ」	木造のバスステーション。（平成6年建築）	久万地区
久万高原天体観測館「星天城」	ふるさと旅行村内に建てられた城郭風木造建築物。プラネタリウムと天文台がある。（平成4年建築）	久万地区
愛媛県「林業技術センター（展示研修館）」	森をイメージした木造建築物。新しい木造工法として「立体トラス構造」を採用。（平成2年建築）	久万地区

※他にも多数の木造公共施設があります。

②主要施設

本町には、高原地帯の冷涼な気候と豊かな自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーション施設が多く立地するほか、都市農村交流の拠点である「久万高原ふるさと村」、「久万農業公園アグリピア」、「町立久万美術館」、「面河山岳博物館」等の文化施設が立地しています。

■ 主要施設一覧

分類		名称	所在地
文化施設	図書館	久万高原町立図書館	久万地区
	美術館・博物館	久万高原町立久万美術館	久万地区
		久万青銅之回廊	久万地区
		面河山岳博物館	面河地区
	温泉施設	ふもと友愛館	久万地区
		嵯峨山鉱泉	久万地区
		古岩屋温泉	久万地区
スポーツ・レクリエーション施設	公園	久万公園	久万地区
		笛ヶ滝公園	久万地区
		古岩屋	久万地区
		久万農業公園アグリピア	久万地区
		大成記念園	面河地区
	体験・宿泊施設	久万高原ふるさと旅行村	久万地区
		久万高原天体観測館	久万地区
	体育施設	久万運動公園（B&G久万海洋センター）	久万地区
		柳谷さんさんドーム	柳谷地区
		久万高原ラグビー場	久万地区
	スキー場	久万スキーランド	久万地区
	ゴルフ場	高原ゴルフ倶楽部	久万地区
		久万カントリークラブ	久万地区
	キャンプ場	千本高原キャンプ場	久万地区
		姫鶴平キャンプ場	柳谷地区
鉄砲石川キャンプ場		面河地区	
その他	駅・道の駅 物産館	久万高原駅「やまなみ」	久万地区
		道の駅「天空の郷さんさん」	久万地区
		久万物産館みどり	久万地区
		道の駅みかわ	美川地区
		おもごふるさとの駅	面河地区

## (4) 自然資源

本町は、山や川、滝・溪谷等の豊かな自然環境に恵まれており、指定文化財以外にも多くの自然資源を有しています。

## ■ 山（主な山名を一部抜粋）

名 称	所在地	名 称	所在地	
皿ヶ嶺	久万地区	鶴ノ子ノ頭	面河地区	
引地山		筒上山		
陣ヶ森		中津明神山	柳谷地区	
黒森山		笠取山		
船山		ウバホド山		
笠松山		かいなぎ山		
菊ヶ森		水なし山		
餓鬼ヶ森		丸石山		
桂ヶ森		牛城		
千本高原		五段城		
石墨山		天狗高原		
大ノ森		面河地区	正木の森	美川地区
面河山			大川嶺	
五代ヶ森	二籠山			
堂ヶ森	三光ノ辻山			
石鎚山	四辻ノ森			
二ノ森				

■ 川（主な河川）

名 称	所在地	名 称	所在地
有枝川	久万地区	高野本川	柳谷地区
遅越の滝		名荷谷川	
直瀬川		高野川	
久万川		地芳谷川	
露峰川		面河川	
面河川	面河地区	直瀬川	美川地区
割石川		東川川	
相ノ峰川		前川	
妙谷川		ビキイシ谷川	
面河川	柳谷地区	大川川	
小松谷川		久万川	
夜鳴川		有枝川	
黒川			

■ 滝・溪谷（主なものを一部抜粋）

分類	名称	所在地
滝	遅越の滝	久万地区
	御来光の滝	面河地区
	鼓ヶ滝	
	権現の滝	柳谷地区
	記念の滝	
溪谷	面河溪	面河地区
	坂瀬溪	柳谷地区
	柳谷キャニオン	
	八釜溪谷	

■ 峠（主なものを一部抜粋）

名称	所在地	名称	所在地
三坂峠	久万地区	上林峠	久万地区
サレガ峠		井内峠	
下坂場峠		白猪峠	
今生坂峠		くるすの峠	美川地区
農祖峠		色ノ峠	
ひわだ峠		ほうじが峠（法事ヶ峠）	
千本峠		地芳峠	柳谷地区

■ 樹木（指定文化財以外）

名称	所在地	名称	所在地
伊豆ヶ谷ブナ原生林	柳谷地区	初瀬の桂	面河地区
櫛平の大椽（猪伏の大トチ）		笹倉湿原のウマスギゴケ群落	
中久保三仏堂の森		双生矢竹	美川地区
一本杉（川前の大杉）		万年松	
名荷村上の大杉			
猪伏のシキビ			

■ その他

名称	所在地	名称	所在地
面河ダム	面河地区	姫鶴平	柳谷地区
大成風穴群		赤蔵ヶ池	美川地区

(5) 地域資源

①神社仏閣

本町には、指定文化財以外にも多くの神社仏閣等が立地しています。

■ 神社仏閣 (旧町・村誌より一部を抜粋)

名称	所在地	名称	所在地
高山寺 (東明神)	久万地区	大成神社	面河地区
法然寺 (久万)		無量寺 (柳井川)	柳谷地区
正法寺 (久万)		宝王寺 (西谷)	
馬頭寺 (上野尻)		大寂寺 (中津)	
大宝寺 (菅生)		円福寺 (柳井川)	
永仁寺 (二名)		早虎神社 (柳井川)	
福城寺 (二名)		総高地神社 (柳井川)	
法蓮寺 (露峰)		河内神社 (中津)	
善通寺 (畑野川)		川崎神社 (西谷)	
浄福寺 (直瀬)		五社八幡神社 (西谷)	
河内神社 (東明神)		五社神社 (西谷)	
高殿神社 (西明神)		大宮八幡神社 (中津)	
金刀比羅神社 (西明神)		六社神社 (中津)	
久万伊勢大神宮 (久万)		九社神社 (柳井川)	
三島神社 (菅生)		東光寺 (七鳥)	美川地区
総河内神社 (上畑野川)		正泉寺 (黒藤川)	
住吉神社 (下畑野川)		光明寺 (日野浦)	
五社神社 (直瀬)		岩屋寺 (七鳥)	
八幡神社 (直瀬)		宗泉寺 (大川)	
十二社神社 (露峰)		極楽寺 (有枝)	
大元八幡神社 (露峰)	八柱神社 (大川)		
三訪神社 (露峰)	八幡神社 (有枝)		
御調神社 (父野川)	御三戸神社 (上黒岩)		
葛城神社 (二名)	八社神社 (黒藤川)		
金刀比羅神社 (二名)	赤蔵神社 (黒藤川)		
河上神社 (二名)	音無神社 (沢渡)		
忠光山観音院	竜池神社 (七鳥)		
東光山薬師寺 (洪草)	河内八社神社 (七鳥)		
慧光山浄福寺	熊野神社 (七鳥)		
八幡神社 (洪草)	八社神社 (七鳥)		
八社神社 (笠方)	大宮八幡神社 (東川)		
八幡神社 (前組)	河崎神社 (東川)		
八幡神社 (本組)	尾崎神社 (中黒岩)		
三社神社 (中組)	宮柱神社 (日野浦)		
正八幡神社 (若山)	松原八社神社 (日野浦)		

■ 御堂・地蔵・跡地（一部抜粋）

分類	名称	所在地	分類	名称	所在地
御 堂	常夜灯（愛宕さん）	久万地区	跡 地	純信の墓所	美川地区
	薬師堂			柳井川村庄屋所跡	柳谷地区
	古味大師堂			明神氏の墓	
	西村大師堂	西谷村庄屋所跡			
地 蔵	延命地蔵（福地蔵）	柳谷地区		西谷村庄屋の墓	
	福地蔵			久主村庄屋所跡	
	小村新四国			久主村庄屋の墓	

②句碑

本町には、下記に示すように、句碑や歌碑、詩碑が多く立地しています。

■ 句碑（一部抜粋）

名 称	内 容	所在地
正岡子規句碑 ＋漢詩（三坂即 事）の碑	「旅人の うた登りゆく 若葉かな」子規	久万地区
種田山頭火句碑	「秋風あるいてもあるいても三坂峠」	
悟句碑	「天津日の... 」	面河地区
美鶴句碑	「生国の山ふところの初音かな」	
宮内福一先生句碑	「風花の舞う溪谷の深さかな」	
岬歩句碑	「空よりも高きふるさと青山河」 「皇国の生命に生きむ自が身は天津御親の赤子なりせば」	
雷死久句碑	「杖に選ぶ黒文字の木の落葉して」	
望郷之碑	「石鎚の 峯にかかりし 白雪を あおぎておもう 幼な日の こと」 明重	
逗子八郎歌碑	「黒川溪 蒼き樹林の 底深く ものの命を 見せて行く水」	柳谷地区
種田山頭火句碑	「寝ても覚めても夜が長い瀬の音」	
大田正志歌碑	「放牧の牛が自らつけし道有刺鉄線の柵沿いに伸ぶ」	
山中留吉氏の詩	「荒れて行く 故郷の姿 哀しくも 永久なる母か 仁淀川」	
胡愁句碑	「この山の 幾歳月や 木々茂る」胡愁	美川地区
巖谷小波句碑	「耳せわし 河鹿 鶯 時鳥」	
種田山頭火句碑	「岩が大きな 岩がいちめんの 蔦紅葉」	
松根東洋城句碑	「頻るゆき 崖も御三戸も なかりけり」	

③記念碑

■ 記念碑（一部抜粋）

分類	名称	所在地
記念碑	仰西翁頌徳碑	久万地区
	井部栄範翁頌徳碑	
	檜垣翁顕彰碑	
	高野幸治の頌徳碑	
	「四国スキー発祥之地」の碑	
	「久万高原トマト発祥の地」の碑	
記念碑	記念之滝の碑	柳谷地区
	大寂寺殿従三位土岐頼政公碑	
	千代ヶ橋の碑	
	岡田清次郎翁頌徳碑	

## ④地域行事

本町では、各地区において、春・夏・秋の神社の祭礼や七夕祭り、盆踊り大会等の年中行事が実施されているほか、下記に示すような様々なイベントが行われています。

## ■ 地域行事（一部抜粋）

地区	イベント名		開催月	内 容
久万	久万 納涼まつり	久万おどり	8月初旬	久万高原特産の杉の小丸太を使って踊る「久万おどり」を開催。趣向をこらした衣装で、独創的な踊りを披露。
		久万山 御用木まつり	8月初旬	本町駐車場から久万高原町役場までの商店街を、丸太を担いで走り抜けるレース。衣装や演出も様々で、女性丸太・本命丸太等がある。
	久万林業まつり		10月中旬	おまつり広場（久万公園）、テクノ広場（県林業技術センター）、ざいもく広場（森林組合久万事業所）、ほうさく広場（松山市農協久万高原支所）にて林業に関するイベントを実施
	久万高原マラソン大会		10月下旬	久万高原町役場周辺を主会場に開催される。小学生の部、中学生の部、ハーフマラソン、10 kmロードの各種目がある。
	くままちひなまつり		2月下旬	中心部の久万町商店街の趣ある町並みに、町内外から寄贈されたおひな様が飾られる。2015年から始まった祭り。
柳谷	やなだに産業まつり		10月初旬	農産物展、林産物展、牛の体重当てクイズ、餅まき、飲物販売、バザー、アトラクション等が行われる。
美川	みかわ納涼まつり		8月下旬	盆踊り、ご当地アイドルショー、御三戸嶽を背景に1200発の花火等がある。
面河	面河ふるさとまつり		11月初旬	展示コーナー、学校発表会、歌謡ショー、料理コーナーなど、文化祭的な催事が行われる。

## 1 景観計画対象区域（景観法第8条2項1号関連）

### 【景観計画区域】

町全域に広がる自然と歴史文化の景観資源が分布することから、久万高原町全域を景観計画区域とします。

（4つの地区：久万・面河・美川・柳谷）

三坂峠の南側に位置する久万高原町は、大和時代から土佐街道が拓かれ宿場街として栄えてきました。久万川（仁淀川水系）は三坂峠の南側を流下し、西日本最高峰・石鎚山に源を発した面河川は、美川地区の御三戸でこの久万川と合流して、南下しながら、700mにも達するほど深いV字型峡谷を形成しつつ四国の山間を横断し、仁淀川となって太平洋に注いでいます。

こうした立地条件の中で、久万高原町ならではの自然景観、中山間地域の農地や里山等の景観、旧街道の面影を感じる家並み、遍路道の景観、古木や巨木など地域のシンボルとなる貴重な景観資源が散在しています。こうした景観資源の特徴に十分配慮した景観の保全や、新たなライフスタイルに応じた景観の創造のために、久万高原町全域を景観計画対象区域とし、景観形成を進めます。



古岩屋の礫岩峰

【景観計画区域と景観地区】



## 2 景観まちづくりの基本目標

### 景観形成の基本目標

ひと・里・森がふれあい歴史文化を<sup>つむ</sup>紡ぐ景観まちづくり

### 景観形成の基本目標像

久万高原町の総合計画に示される将来像や、10年後に社会人になりふるさと久万高原町から転出していく中学生の景観への意識は自然と人と里（まち）が繋がるものです。

久万高原町が目指す景観形成は、様々な景観資源と地域特性からなるものであり、深く緑に囲まれ、“いつも”目にしている当たり前の豊かな自然に気づき、長い年月を経て歴史が刻まれ、文化が育まれた地域を受け継ぎ、次世代へ繋げていく“<sup>つむ</sup>紡ぐ”ことでいつでも懐かしきふるさと久万高原町を「守り・育てる」ことを目指します。

ひと・・・まちに生きる人々、また地域外から訪れ交流する人々

里・・・地域や社会

森・・・森林や自然

（久万高原町総合計画より引用）

「ひと・里・森がふれあい」とは、土地の上で生業や生活を自然とふれあいながら暮らしをしてきたことで、様々な歴史文化が残されてきたことを指しており、その歴史文化を先人から次世代へ繋いでいく“<sup>つむ</sup>紡ぐ”ことで、自然豊かな景観に歴史文化が合わさった景観まちづくりを目指します。

### 3 景観まちづくりの基本方針

#### ◆景観形成の基本方針－1

##### 豊かな自然と生活が共生するふるさと景観保全

ふるさと久万高原町の景観は、自然と農林業等の生業、そしてそこに生活するひととの繋がりによって形成されています。

古岩屋や皿ヶ嶺、町内に点在する自然豊かな森林、手入れの行き届いた杉や檜の人工林、圃場整備で整った田畑や農村集落、そして河川、小道が重なり合って、豊かな自然と生活（生業）が共生し久万高原町らしい景観を形成しています。

豊かで健全な森や農地、美しい水環境の保全に努め、より豊かな農林業等と暮らしを創造し、やすらぎのある農山村の景観を次世代へ引き継いでいきます。

#### ◆景観形成の基本方針－2

##### 伝統的な<sup>たたず</sup> 佇まいの街並みや歴史文化資源を活かした景観づくり

ふるさと久万高原は、土佐街道の宿場町、大宝寺の門前町として、栄え街並みが形成された歴史を持っています。歴史的価値のある景観要素を保全するとともに、時代に対応した文化的創造活動により、豊かな景観形成に努めていかねばなりません。

久万高原町は、現在でも松山と高知を結ぶ交通の要所であり、この久万街道沿線の久万高原らしい伝統的な<sup>たたず</sup> 佇まいの街並みづくりと、町内各所に点在する歴史文化資源を活かし、快適な景観保全を行い、町民や来訪者にとって魅力ある景観づくりを行います。



四国カルスト姫鶴平



久万街道の街並み

◆景観形成の基本方針－3

身近な生活景を整え自然を眺望<sup>ちようぼう</sup>できる空間形成の景観づくり

健康的で快適な生活環境を保全し、身近な生活景を整えつつ良好な生活環境の創出を図り、適切な土地の利用や管理をし、住居、生産の場、各事業に伴う施設を風景や機能に適応したものにしていきます。

潤いとやすらぎのある風景を形成するために、ごみや空き缶を散乱させないなど居住環境を清潔に保ち、草木や樹木の植栽など緑化推進に努めるとともに、森林の荒廃を防ぎ、自然景観の眺望を阻害することなく、美しい景観にそぐわない施設や、屋外集積物、工作物、掲示物等の改善に努め、良好な空間形成を図る景観づくりを行います。

◆景観形成の基本方針－4

やまなみ<sup>さんさん</sup>燦々風景街道の沿道の保全を図る住民等活動

と連携した景観づくり

久万高原町の自然、歴史文化、公共施設といった多くの景観資源を結ぶ幹線道路である、国道33号、国道440号、国道494号、県道12号（主要地方道西条久万線）、県道383号（一般県道四国カルスト公園縦断線）は多様な団体が地域資源を活用し、交流、景観保全、観光の魅力づくりといった様々な活動が行われています。

幹線道路（風景街道）の沿道から地域資源等の見晴らしを確保する景観伐採、清掃等による美化活動、沿道の森林の管理放棄を防ぎ、沿道景観の保全を図る景観づくりを住民や多様な団体と連携して行います。



久万高原ふるさと旅行村



風景街道沿道の御三戸嶽

## 4 地区別の景観まちづくり基本方針

### (1) 久万地区

#### 景観特性と景観まちづくりの課題

##### 【自然の景観】

・皿ヶ嶺や古岩屋は、里山集落の周囲の森林、天然記念物カヤの樹木等豊富に自然景観資源があり、遊歩道が整備されるなど自然を身近に親しむことができます。自然資源を保全し、眺望景観を良好に保たなければなりません。

・樹齢約 180 年余りの桜の木、法蓮寺しだれ桜や二名地区のホテル等は、町内外から毎年多くの見物客が集まります。自然鑑賞の魅力を高め、周囲と一体となる景観保全が望まれます。

##### 【歴史文化の景観】

・四国八十八箇所霊場第 44 番札所大宝寺と久万街道は、多くのお遍路さんが集まる宿場町でした。宿場町としての佇まいを残しつつ、久万高原町の中心市街地としてにぎわいのある景観形成に努めていかなければなりません。

・大宝寺から岩屋寺への遍路道、仰西渠、神社仏閣等の伝統文化や歴史を守り、伝えていくことが望まれます。

##### 【生活の景観】

・くままちひなまつりは、宿場町として栄えた面影残る久万町商店街に、町内外から寄贈されたひな人形を展示する祭りで、訪れる人々の心にやすらぎを与えています。

・国道 33 号、三坂峠の沿道にある人工林、管理放棄された林地等が自然景観の眺望を阻害しているものや案内看板は景観に配慮した整備が望まれます。



古岩屋



法蓮寺しだれ桜



四国霊場 44 番札所 大宝寺



二名川のホテル

久万高原町景観資源位置図（久万地区）



景観資源	凡例
■ 自然	— 河川
■ 歴史文化	— 池
■ 生活	— 幹線道路
	- - - 地域界
	*** 都市計画区域

1 : 50,000

久万高原町景観計画

【景観資源一覧表】

景観の要素		地域で親しまれている景観資源
自然の景観	山・川の景観	遅越の滝、古岩屋、千本高原、ひわだ峠、三坂峠、井内峠、上林峠、くるすの峠、今生坂峠、真弓峠、農祖峠、サレガ峠、皿ヶ嶺、久万川、引地山、黒森山、船山、石墨山、直瀬富士、餓鬼ヶ森、菊ヶ森、桂ヶ森、菅生山、笠松山、落合いこいの水、大陰裏のお水、イヨダケの自生地、楓、ヒノキ、大杉、高野槇、法蓮寺しだれ桜、明神小の桜、仰西渠
歴史文化の景観		八丁坂、東明杖の茅葺民家群、住吉神社、三島神社、八社大明神、河内神社、五社神社、金比羅神社、大元八幡神社、葛城神社、御調神社、中条の金比羅、河上神社、帯石のお堂、東条のお堂、森田のお堂、上厚のお堂、永久のお堂、高殿神社、高円寺、大宝寺、永久の石碑、種田山頭火句碑、正岡子規句碑、川瀬造林記念碑、井部栄範翁頌徳碑、高野幸治の頌徳碑、宮成の力石、瀬戸新四国八十八箇所
	祭りの景観	獅子舞保存会、上畑野川郷土芸能保存会
生活の景観	街の景観	久万高原天体観測館、久万高原ふるさと旅行村、久万カントリークラブ、高原ゴルフ倶楽部、久万農業公園アグリピア、ほたる館、林業研究センター、道の駅天空の郷さんさん、久万高原駅やまなみ、久万スキーランド、町立久万美術館、千本高原キャンプ場、総門橋、古岩屋温泉、ふもと温泉友愛館、B & G久万海洋センター、落合ふれあい館、物産館みどり
	道路の景観	旧土佐街道、遍路道、古岩屋県道沿い遊歩道
	公園の景観	久万公園、久万高原ラグビー場、児童公園、笛ヶ滝公園
	祭りの景観	久万林業まつり、久万納涼祭り、久万秋の収穫祭、遊食祭くまくるまるしえ、くままちひなまつり
	里の景観	遅越の棚田、中村の田園風景

## 景観まちづくりの目標

### 歴史文化の景観とひとの生活が調和したにぎわいのある空間の創出

## 景観まちづくりの基本方針

### ◆方針1 豊かな自然と生活が共生するふるさと景観保全

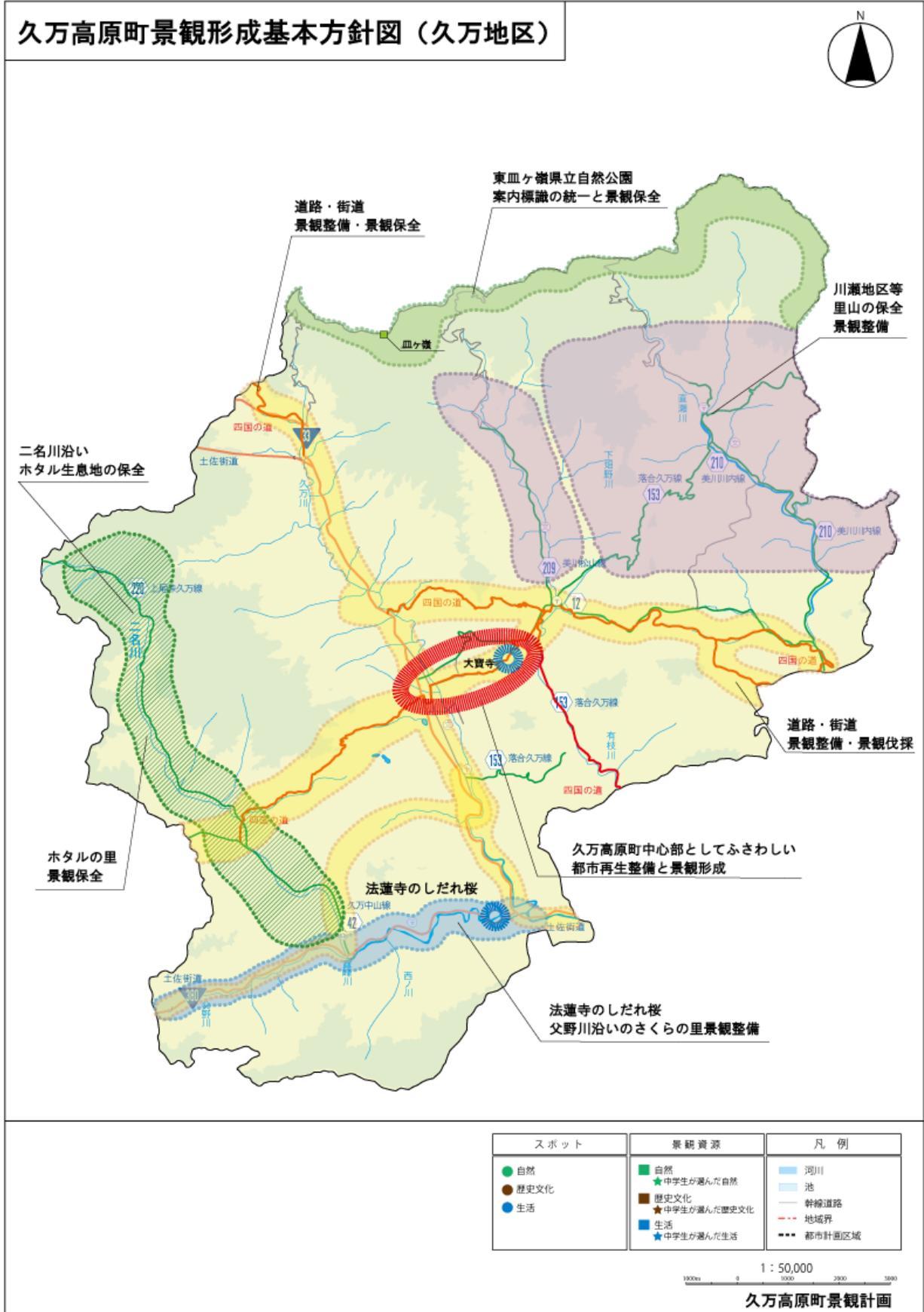
- 皿ヶ嶺連峰県立自然公園は、山麓から中腹までは自動車の通行可能な道があり、北斜面は中央構造線にあたり断層が多くみられ眺望の良い景観が望めます。こうした景観の維持対策と案内標識などの統一性を図るなど、皿ヶ嶺連峰の山容に合わせた景観の保全的な整備を進めます。
- 二名川沿いのホタル生息域を保全し、沿線地区の里山景観の維持保全を図ります。本地域の景観づくりは、ホタルの生息域の保全を前提にすることから、不特定多数が参入する観光地型の景観整備を図るのではなく、環境の保全活動などと連携を図り、地域の環境を大切に維持保全することにより、ホタルの里の景観づくりを進めます。
- 法蓮寺のしだれ桜を中心に、父野川沿線のさくらの郷づくりに合わせ、さくらの郷と調和した景観整備を進めます。

### ◆方針2 伝統的な佇まいの街並みや歴史文化資源を活かした景観づくり

- 四国八十八箇所霊場第 44 番札所である大宝寺は、多くのお遍路さんが訪れ、旧土佐街道から山門に至る参道、大きな草鞋等があり、町の顔として参道の整備や都市再生による商店街の街並み整備に景観配慮の整備を検討し、良好な景観形成を図ります。

### ◆方針3 身近な生活景を整え自然を眺望できる空間形成の景観づくり

- 国道 33 号、三坂峠の沿道に広がる自然資源への眺望を確保するため、必要に応じて景観伐採をするなど、沿道景観の整備を進めます。
- 土佐街道、四国の道及びその沿道は歴史街道にふさわしい景観形成に努めます。
- 久万高原町役場周辺、商店街、道の駅天空の郷さんさん、久万高原駅やまなみ等公共施設、公共交通機関、商業施設等久万高原町の中心部での都市再生整備は景観配慮に努め、中心地としてふさわしい景観形成を進めます。
- 川瀬地区等の里山集落は、河川や農地景観、棚田景観等の田園が広がっており、中山間地域における里山農村の保全的な景観整備を進め、ふるさと久万高原町の生活景を保全していきます。



## (2) 面河地区

### 景観特性と景観まちづくりの課題

#### 【自然の景観】

・四国山地を代表する山々は緑の軸線となっており、中央を面河川が流れる面河地区は、緑や水辺の自然環境の保全が望まれます。

・東部にある面河溪は、多くの来訪者が訪れる観光地で、樹海や岩壁など手つかずの自然が残り日本の自然100選にも選ばれています。

・面河溪谷へ続く県道12号線は、もみじラインと呼ばれ、秋には美しい紅葉が楽しめます。豊かな自然に廃棄物などが投棄されないように保全することが望まれます。



石鎚国立公園



面河川 深淵

#### 【歴史文化の景観】

・中心部の大成地区には日本最大級の大桂が自生しており、その歴史は推定樹齢1,000年以上とも言われ、自然としての景観だけでなく歴史を学ぶ景観も<sup>ともな</sup>伴っています。歴史を守り、育てるとともに、自然景観や歴史文化を周遊する計画を立てるなど工夫も望まれます。



面河溪

#### 【生活の景観】

・東部にある石鎚スカイラインは、標高差800mの山道を一気に駆け上がるドライブルートで、石鎚の山々の山稜を間近で眺めることができ、多くの来訪者が訪れます。この場所を絶好の会場として活用して行われるヒルクライムには、町内外から800名以上の参加者が集まり、全国規模の大会となってにぎわいます。



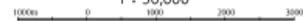
大成の桂

久万高原町景観資源位置図（面河地区）



スポット	景観資源	凡例
● 自然	■ 自然	— 河川
● 歴史文化	■ 歴史文化	— 池
● 生活	■ 生活	— 幹線道路
		- - - 地域界
		*** 都市計画区域

1 : 50,000



久万高原町景観計画

【景観資源一覧表】

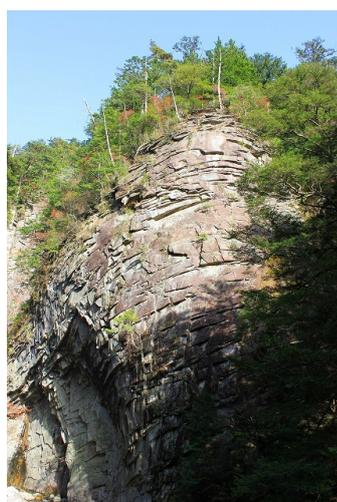
景観の要素		地域で親しまれている景観資源
自然の景観	山・川の景観	石鎚山、筒上山、大成の桂、面河溪、坂瀬溪、蓬莱溪、ニノ森、堂ヶ森、五代ヶ森、大ノ森、面河ダム、御来光の滝、鼓ヶ滝、相名峠、くるすの峠、大成風穴群、面河川、笹倉湿原、ヒメボタル群生地、兜岩
歴史文化の景観		雷死久句碑、大成神社、前組八幡神社、相峰神社、三社神社、やまびこ荘
	祭りの景観	獅子舞
生活の景観	街の景観	おもごふるさとの駅、面河山岳博物館、鉄砲石川キャンプ場
	道路の景観	石鎚スカイライン
	公園の景観	面河ダム公園、石鎚国定公園
	祭りの景観	面河ふるさとまつり
	里の景観	焼き畑



面河ダム



蓬莱溪



兜岩



紅葉の石鎚山

## 景観まちづくりの目標

## 石鎚山系の山並みと面河溪の自然景観の保全

## 景観まちづくりの基本方針

## ◆方針1 豊かな自然と生活が共生するふるさと景観保全

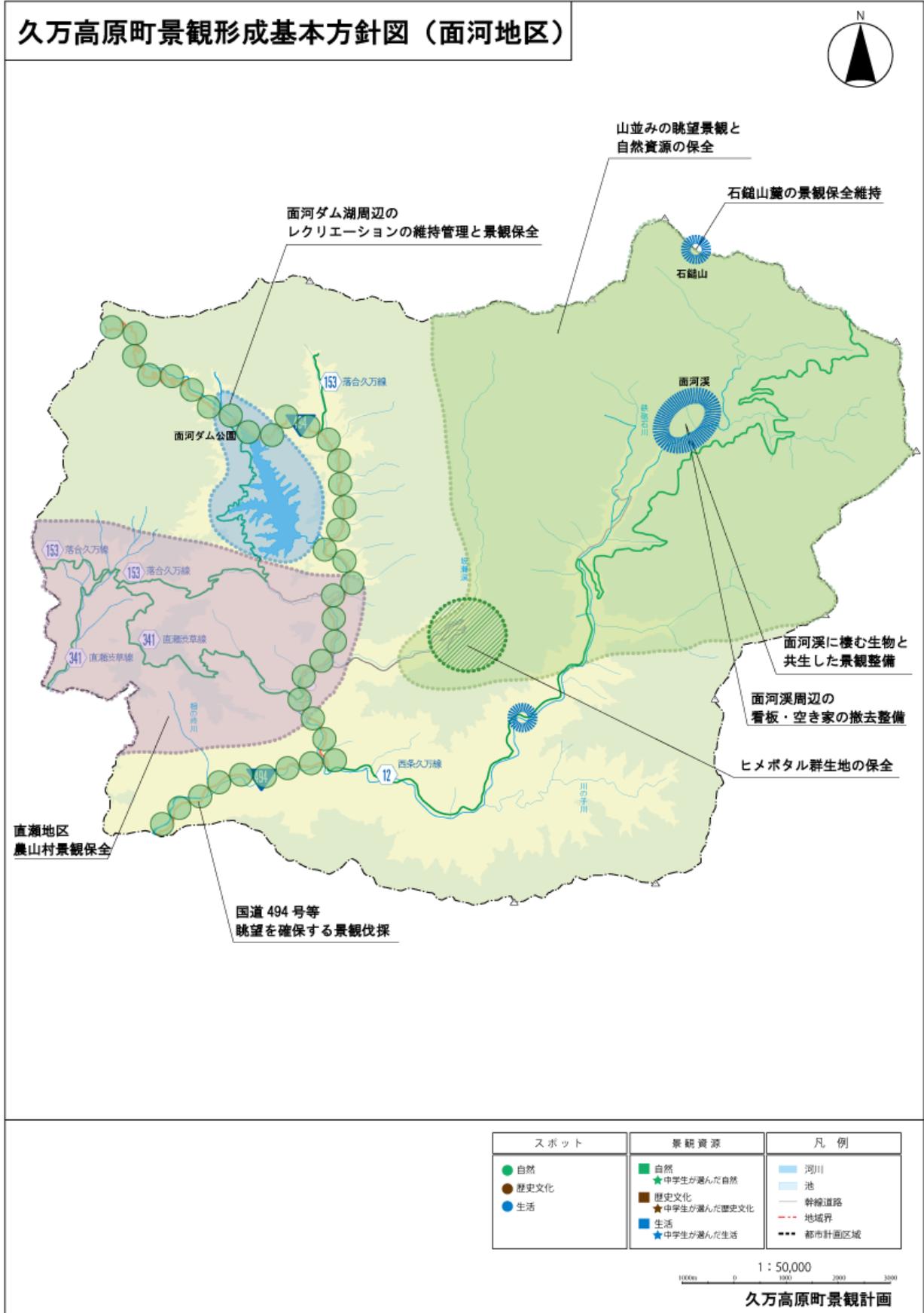
- 四国の最高峰である石鎚山系は、暖帯林（カシ林）から温帯林（ブナ林）、亜寒帯林（ダケカンバ林）、シラビソ（シコクシラベ林）と変化に富んだ植生を構成し、水源涵養など森林機能を持ち、動物相においても多様性を呈しており、クマタカやハヤブサ、ヤマネなどの生息地とした自然を有しており、山並みの眺望景観と自然資源の保全を図ります。
- 面河溪は、石鎚山南麓にある延長約 8km の溪谷で、原生林に覆われて亀腹、五色河原、蓬莱溪、紅葉河原などの景勝地や下熊淵、上熊淵などの深淵、兜岩、鎧岩などの絶壁、虎ヶ滝、御来光の滝、布引の滝などの多くの名勝が点在しています。こうした石鎚山の眺望景観を保全し、面河溪に棲む生物と共生した景観整備を進めます。
- 大成林道沿線一帯に棲息するヒメボタルは、群棲地として希少価値が高く、平成 10 年旧面河村が天然記念物に指定しています。毎年7月初旬から約2週間、日暮れとともに瞬間的な光を飛ばしながら飛翔し始め、約1時間程度飛び交います。こうした光景は、地域の環境とともに継承できる景観であり、今後とも保全に努めていきます。

## ◆方針2 伝統的な佇まいの街並みや歴史文化資源を活かした景観づくり

- 古くから山岳信仰（修験道）の山として日本七霊山で知られる石鎚山麓の文化を、次世代に継承し、この地域一帯が長い歴史を経て形成してきた景観を保全します。その維持に努め、山並みの自然と石鎚山麓の文化を素材とした景観を維持・保全していきます。

## ◆方針3 身近な生活景を整え自然を眺望できる空間形成の景観づくり

- 直瀬地区に接する当該地区の景観を次代に引き継ぐために、農山村の景観保全に努めます。
- 面河ダム湖周辺には、公園や遊歩道などが整備されています。こうしたレクリエーション環境の維持管理を図るとともに、ダム湖周辺の景観整備を進めます。
- 面河溪周辺の看板、空家等の撤去と景観配慮な看板の設置等整備を進めます。
- 国道 494 号等の沿道に広がる自然資源への眺望を確保するため、必要に応じて景観伐採をするなど、沿道景観の整備を進めます。



## (3) 美川地区

## 景観特性と景観まちづくりの課題

## 【自然の景観】

・御三戸嶽は美川地区を代表する景観資源であり、面河川と久万川の合流点にそびえ立つ奇岩絶壁で、軍艦岩ともよばれています。その周辺の河川敷は、水遊びで町民に親しまれています。

・四国カルストの北端に位置する大川嶺は、標高 900m～1,500mのなだらかな山で形成されており、春の新緑、ツルギミツバツツジの群生など、四季折々の表情が楽しめ、豊かな自然を感じられる山並みとして保全に努めます。

## 【歴史文化の景観】

・四国八十八箇所霊場第 45 番札所の岩屋寺は、巨大な岩石の岸壁がそそり立つ前に本堂があり、幽玄な雰囲気漂うところです。歴史ある大師堂は国の重要文化財に指定され、地域のシンボルとなる要所として適切な維持管理が望まれます。

・縄文人の暮らしの変遷を辿る上でも重要な遺跡とされる上黒岩岩陰遺跡、国指定重要文化財旧山中家住宅は、当時の面影を残す貴重な文化財として現代に生きる私たちに多くのことを伝える、地域の特徴となる歴史文化資源となっています。

## 【生活の景観】

・古い廃校を活用し、名産であるそうめんづくりが営まれており、営みによる生活景となっています。

・南部の茶畑では、そうめんと並ぶ名産である美川茶が作られており、江戸時代から名茶の産地として知られ、里山景観を形成しています。

・国道 33 号、三坂峠の沿道にある人工林、管理放棄された林地等が自然景観の眺望を阻害しているものや案内看板は景観に配慮した整備が望まれます。



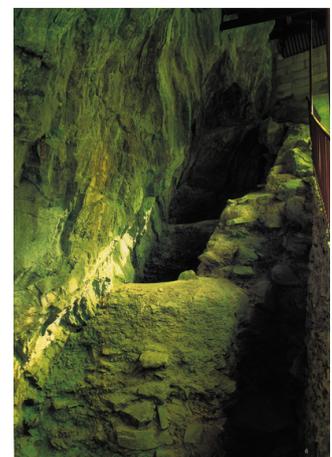
御三戸嶽



大川嶺



四国霊場 45 番札所 岩屋寺



上黒岩岩陰遺跡

久万高原町景観資源位置図（美川地区）



景観資源	凡例
■ 自然	■ 河川
■ 歴史文化	■ 池
■ 生活	— 幹線道路
	- - - 地域界
	--- 都市計画区域

1 : 50,000  
 1000m 0 1000 2000 3000

久万高原町景観計画

【景観資源一覧表】

景観の要素		地域で親しまれている景観資源
自然の景観	山・川の景観	三光ノ辻山、四辻ノ森、御三戸嶽、双生矢竹、防風林、大川嶺、面河川、東川川、仕七川、直瀬川、大川川、色ノ峠、猿楽石、赤蔵ヶ池、皿ヶ成池、しょうぶヶ池、藤社茶畑、大杉、モミの木、トチの木
歴史文化の景観		純信の墓、熊野神社、白王神社、岩屋寺大師堂、惣川内神社、御三戸神社、縄文神社、大宮八幡神社、八柱神社、七柱神社、河崎神社、宮柱神社、上黒岩岩陰遺跡、旧梅木家屋敷跡、旧山中家住宅、宗泉寺、東光寺
	祭りの景観	獅子舞
生活の景観	街の景観	道の駅みかわ、有枝橋
	道路の景観	旧土佐街道、ササミネ林道
	公園の景観	あじさい園、土居邸庭園
	祭りの景観	みかわ納涼まつり
	里の景観	トロメキ棚田、黒藤川集落、大川地区農村、藤社茶畑



藤社地区 茶畑



トロメキ地区 棚田

景観まちづくりの目標

豊かな緑と清流と共生する里山景観づくり

景観まちづくりの基本方針

◆方針1 豊かな自然と生活が共生するふるさと景観保全

- ・御三戸嶽などの美しい水辺景観がみられる面河川沿いの河川景観保全に努めます。

◆方針2 伝統的な佇まいの街並みや歴史文化資源を活かした景観づくり

- ・四国八十八箇所霊場第 45 番札所岩屋寺は、鎌倉時代中期に時宗の祖一遍の「一遍聖絵」に描かれていることでも知られ、遍路道の保全と歴史文化施設らしい景観を守り、継承していきます。
- ・上黒岩岩陰遺跡や旧山中家住宅の歴史資源とその周辺を一体として景観を保全します。

◆方針3 身近な生活景を整え自然を眺望できる空間形成の景観づくり

- ・国道 33 号の沿道に広がる自然資源への眺望を確保するため、必要に応じて景観伐採をするなど、沿道景観の整備を進めます。
- ・藤社や上黒岩周辺の茶畑の景観保全を進めます。
- ・トロメキ地区の棚田や民家が点在する里山景観と生活景観の維持継承を図ります。



冬の岩屋寺



国道33号 美川地区



## (4) 柳谷地区

### 景観特性と景観まちづくりの課題

#### 【自然の景観】

- ・中津明神山、天狗高原、笠取山など緑の山々に囲まれる柳谷地区は、面積の約9割が山岳地帯で、南部に連なる四国カルストは、青い空だけでなくカルスト台地特有の石灰岩の美しい景観が残されており、多くの人の心を掴みます。
- ・中心部の八釜の甌穴群の水辺の景観は、久万高原町を代表とする自然景観として、自然環境の保全が望まれます。
- ・春の訪れを人々に感じさせる西村大師堂のしだれ桜は、地域の住民に親しまれ、地域を表す生活景として大切に守られています。サクラの開花期には多くの人が訪れ里山ににぎわいができます。



五段高原



八釜の甌穴群

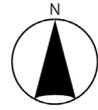
#### 【歴史文化の景観】

- ・九社神社の境内には三本のアカガシがあり、樹齢約500年ともいわれ、町の天然記念物にも指定されていることから、周辺の景観づくりとともに、歴史文化を伝えていく担い手の育成が望まれます。

#### 【生活の景観】

- ・地区内を走る町営バスの路線沿いに、郷角という地名をひらがな表記にした【ごうかく駅】という縁起の良い名前のバス停があります。受験シーズンには取扱店では多くの受験生や家族でにぎわうので、バス停周辺の景観を守っていかねればなりません。
- ・国道33号及び国道440号の沿道にある人工林、管理放棄された林地等が自然景観の眺望を阻害しているものや案内看板は景観に配慮した整備が望まれます。

久万高原町景観資源位置図（柳谷地区）



景観資源	凡例
■ 自然	■ 河川
■ 歴史文化	■ 池
■ 生活	— 幹線道路
	- - - 地域界
	●●● 都市計画区域

1 : 50,000  
 1000m 0 1000 2000 3000

久万高原町景観計画

【景観資源一覧表】

景観の要素		地域で親しまれている景観資源
自然の景観	山・川の景観	四国カルスト、中津明神山、笠取山、丸石山、鎮守の森、正木の森、権現の滝、記念の滝、面河ダム湖畔、伊豆ヶ谷ブナ原生林、天狗高原、名荷村上の大杉、古味大師堂の大杉、柳谷キャニオン、地芳峠、姫鶴平、ライオン岩、八釜の甌穴群、仁淀川巨石群、黒川、名荷川、龍宮の水辺、巨石の川、高野川、西村大師堂のしだれ桜、猪伏のシキビ、五段城、銚石の大杉
歴史文化の景観		岩川六社神社、河内神社、八幡神社、稲村弾正神社、大宮八幡神社、笹葉神社、早虎神社、五社八幡神社、白尾神社、玉八幡神社、鉢の円福寺、宝王寺、旧中津小学校、水力発電所、岡田清次郎翁頌徳碑、千代ヶ橋の碑、山中留吉氏の詩、大田正志の歌碑、西谷教育後援会頌徳碑、福地寺の延命地蔵
	祭りの景観	名荷おどり、小村獅子
生活の景観	街の景観	柳谷さんさんドーム、旧落出大橋、
	道路の景観	旧道中津線
	公園の景観	
	祭りの景観	やなだに産業まつり
	里の景観	百ヶ市集落、中津集落



中津地区集落



仁淀川支流 黒川



四国カルスト

## 景観まちづくりの目標

## 四国カルストと黒川の渓谷が織りなす自然景観の保全

## 景観まちづくりの基本方針

## ◆方針1 豊かな自然と生活が共生するふるさと景観保全

- ・大川嶺・伊豆ヶ谷ブナ原生林に抱かれた森林景観を保全するとともに、山頂付近のなだらかな稜線と、笹で覆われた頂からの眺望を活かした景観整備を進めます。
- ・日本三大カルストの一つとして知られる県立自然公園として、自然とのふれあいの場となる良好な景観の保全を図ります。また、当該地区から展望を活かしつつ、レクリエーション空間として自然との調和を考慮した景観整備を進めます。
- ・四国カルスト丘陵の稜線部に位置する姫鶴平、五段高原、天狗高原を結ぶ県道 383 号四国カルスト公園縦断線からの眺望を保全し、快適な高原景観の維持に努めます。
- ・仁淀川支流黒川沿線の環境保全と歩調を合わせた景観整備を図ります。国指定特別天然記念物である八釜の甌穴群など、エメラルドグリーンの清流景観を維持していきます。

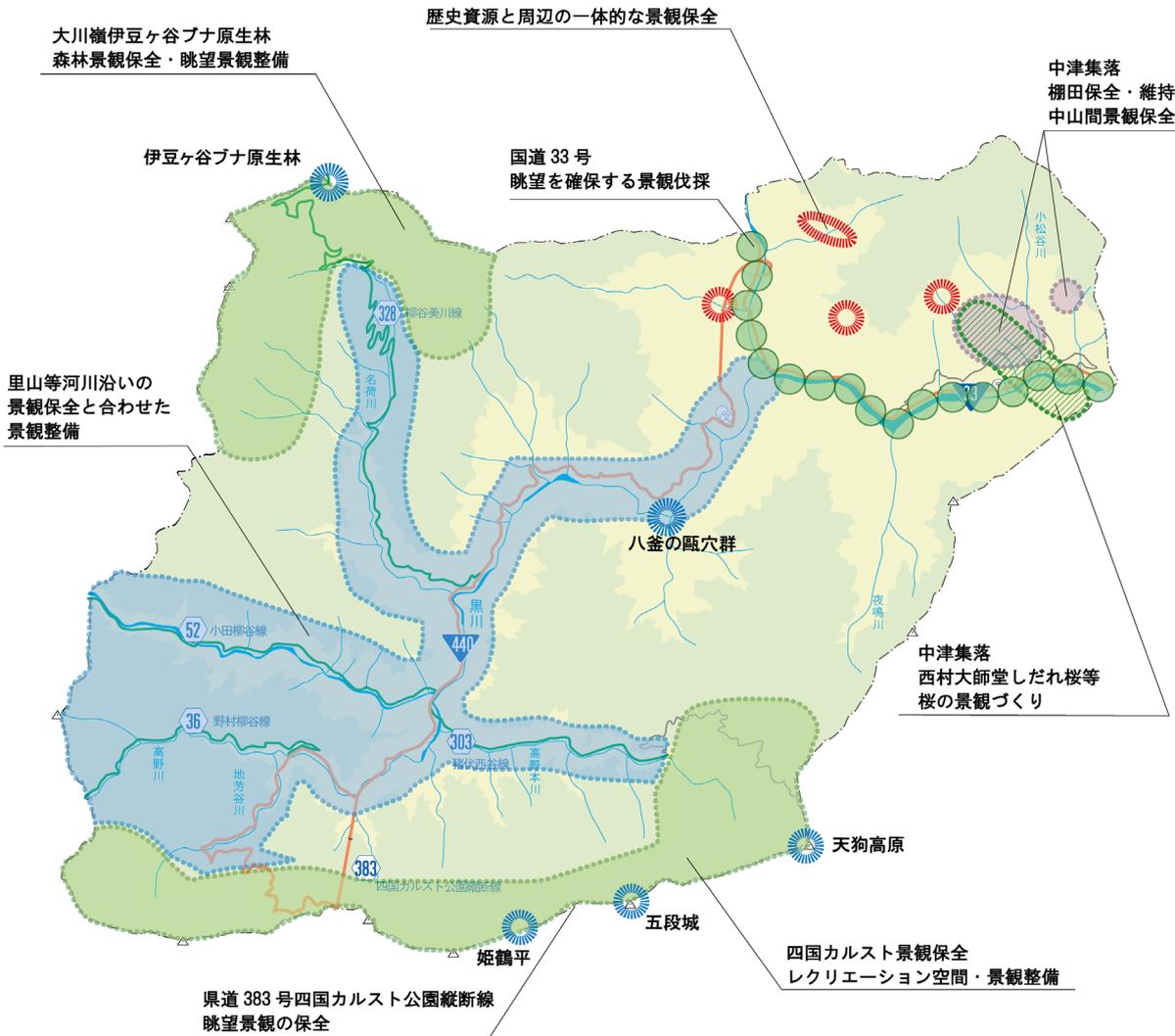
## ◆方針2 伝統的な佇まいの街並みや歴史文化資源を活かした景観づくり

- ・九社神社等寺社仏閣と境内地にある天然記念物の樹木等、地域の歴史文化資源を保全しつつ、景観形成を図ります。

## ◆方針3 身近な生活景を整え自然を眺望できる空間形成の景観づくり

- ・国道 33 号及び国道 440 号の沿道に広がる自然資源への眺望を確保するため、必要に応じて景観伐採をするなど、沿道景観の整備を進めます。
- ・中津集落は、仁淀川が東西に流れている北岸南斜面の中腹に形成された集落で、柳谷では貴重な棚田がみられます。対岸には中津よりやや小さい休場集落があり、双方が谷を挟んで対峙する中山間景観を保全します。
- ・中津集落にある西村大師堂のしだれ桜を中心に、桜の保存活動が続けられている当該地区の桜景観づくりを今後とも継続して推進します。

### 久万高原町景観形成基本方針図（柳谷地区）



スポット	景観資源	凡例
● 自然	■ 自然	— 河川
● 歴史文化	★ 中学生が選んだ自然	— 池
● 生活	■ 歴史文化	— 幹線道路
	★ 中学生が選んだ歴史文化	- - - 地域界
	■ 生活	--- 都市計画区域
	★ 中学生が選んだ生活	

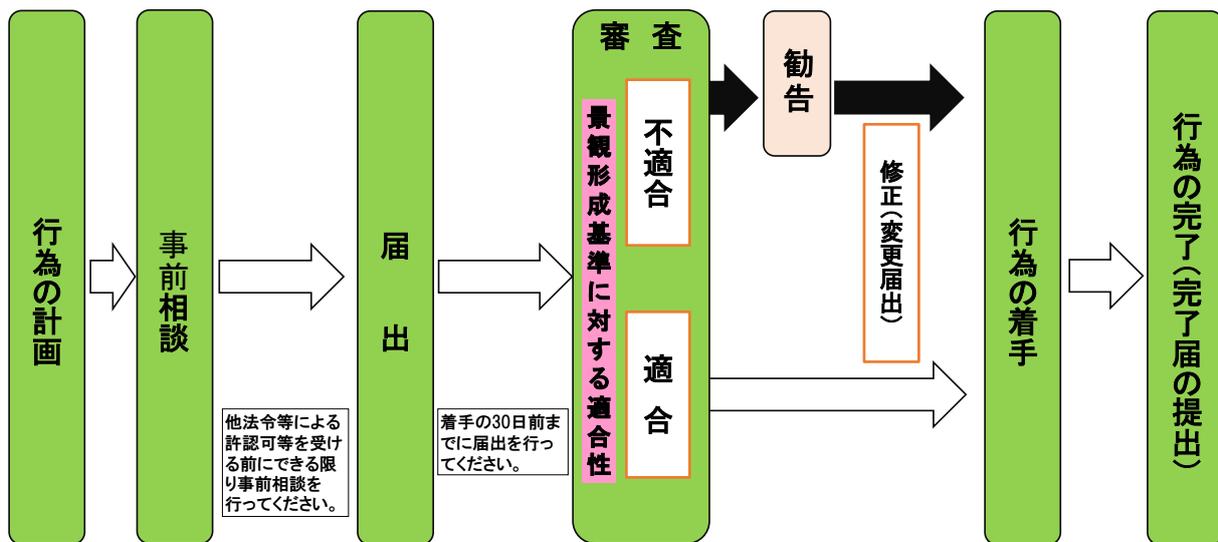


久万高原町景観計画

## 1 良好な景観計画のための行為の制限

**景観形成に大きな影響を及ぼす大規模行為について、届出が必要です。**

大規模な建造物や工作物の開発などの大規模行為は、久万高原町の景観形成に大きな影響を及ぼします。良好な景観形成に向け、届出と景観形成を図るための景観形成基準を設定し、良好な景観まちづくりに向けた誘導を図ります。



届出のフロー

### 大規模行為の定義

#### 建築物の新築、増築、改築又は移転

高さ 15m を超えるもの、又は建築延べ面積 1,000 m<sup>2</sup> を超えるもの

#### 工作物の新築、増築、改築又は移転

プラント等：高さ 15m を超えるもの、又は築造面積 1,000 m<sup>2</sup> を超えるもの

鉄塔等：高さ 15m を超えるもの

広告塔類：愛媛県屋外広告物条例に準ずる。景観計画による規制対象としない

#### 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

都市計画区域内 開発面積 3,000 m<sup>2</sup> 以上

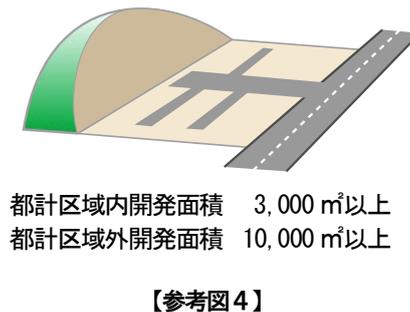
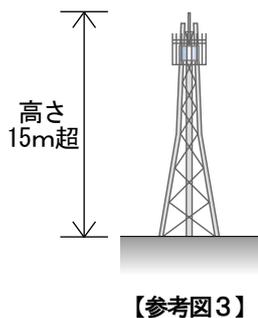
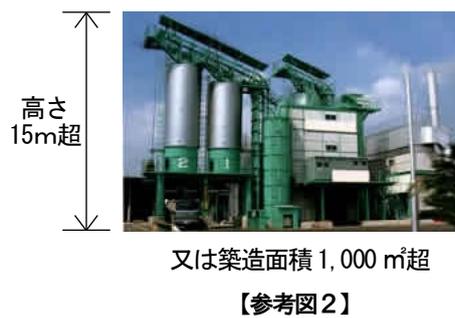
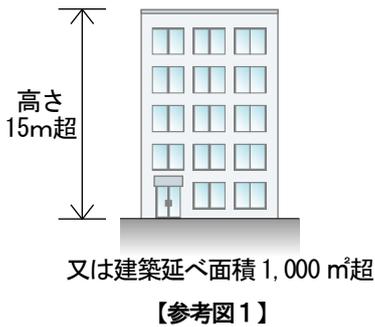
都市計画区域外 開発面積 10,000 m<sup>2</sup> 以上

(1) 届出が必要な行為

行為の種類		届出が必要となる行為の規模等	備考
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の新築、増築、改築又は移転</li> <li>・ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ 15m又は建築延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの【参考図1】</li> <li>〔 ・ 従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築・改築・修繕・模様替え・色彩の変更は変更部分が 10 m<sup>2</sup>を超えるもの、又は増築・改築・修繕・模様替え・色彩の変更の結果上記規模を超えるもの 〕</li> </ul>	景観法第16条第1項第1号
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物の新設、増築、改築又は移転</li> <li>・ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラント等：高さ 15m又は築造面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの【参考図2】</li> <li>〔 ・ 従前工作物全体が上記規模を超えるもので増築・改築・修繕・模様替え・色彩の変更は変更部分が 10 m<sup>2</sup>を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの 〕</li> <li>・ 鉄塔等：高さ 15mを超えるもの【参考図3】</li> </ul>	景観法第16条第1項第2号
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為</li> </ul>	都市計画区域内 開発面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 都市計画区域外 開発面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上 【参考図4】	景観法第16条第1項第3号

※プラント等は、製造施設、貯蔵施設、自動車車庫、遊技施設、処理場等を示す。

※鉄塔等は、高圧線鉄塔、電波塔、煙突、柱等を示す。



## (2) 景観形成基準

ここに示す景観形成基準は届出が必要な行為に対する基準となります。

届出が必要でない行為についても景観まちづくりを進めるための基準とします。

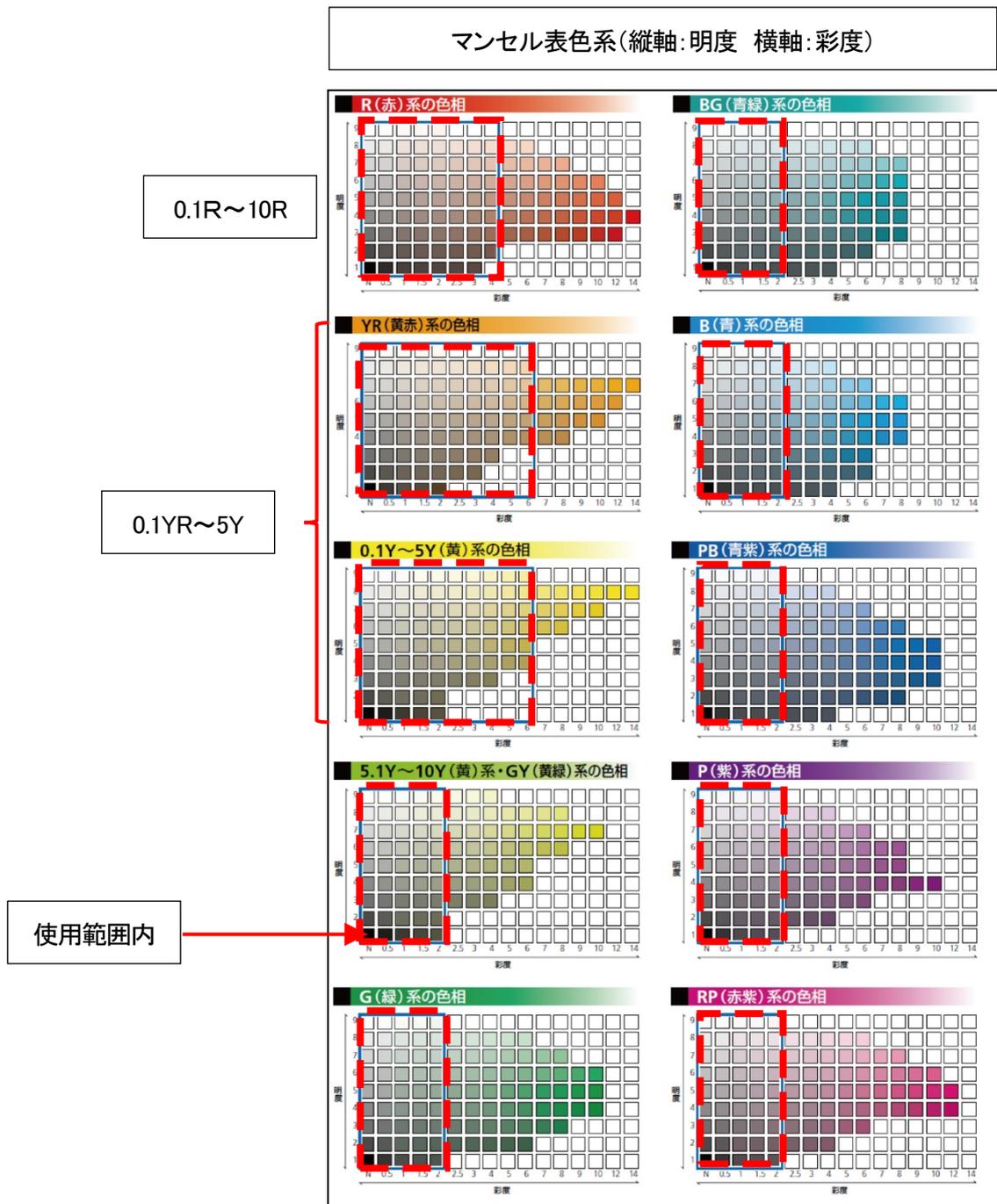
区分		景観形成基準
基本事項		・周辺の景観との調和に配慮した景観まちづくりを基本とする。
建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ後退させること。</li> <li>・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとすること。</li> </ul>
	緑化	・道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。</li> <li>・外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とすること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いたある色彩を基調とすること。</li> <li>・屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図るものとする。</li> </ul>
工作物 (プラント等・鉄塔等)	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ後退させること。</li> <li>・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、敷地の修景に樹木を活かすよう配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とすること。</li> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。</li> <li>・鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。</li> <li>・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとすること。</li> </ul>
	緑化	・道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。
	形態意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
	色彩	・目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いたある色彩を基調とすること。

景観形成基準	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"><li>・開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。</li><li>・緑化を図る計画とすること。</li><li>・造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめ、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。</li><li>・斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。</li><li>・樹木の伐採は必要最小限にとどめること。</li><li>・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、これを修景に生かせるよう配慮すること。</li></ul>

(3) 色彩の設定について

(色彩について)

町内の建築物等の色彩についてマンセル表色系に基づき現況を調査したところ、その多くが下記に示す範囲に分布していることが分かりました。一部この範囲に収まらない建築物等も存在しますが、やはりその建物は周辺景観に比較して突出して明るくなっています。このことから、周辺景観へ調和するための色彩の基準を下記の範囲に決めました。



○マンセル表色系による色彩の表し方

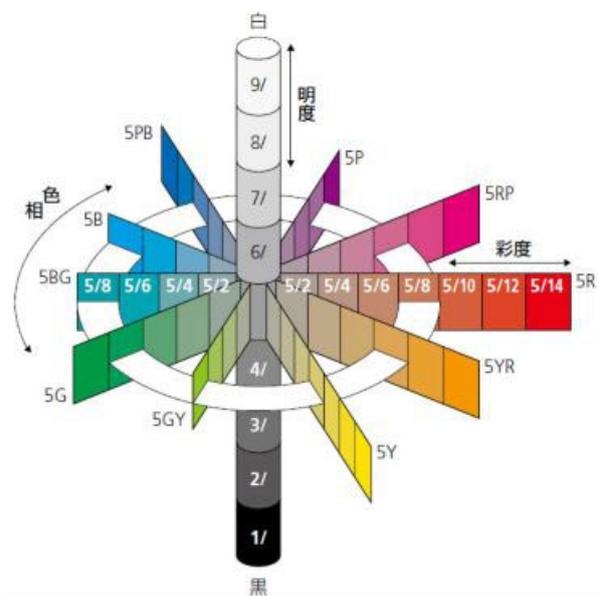
「マンセル表色系」では、ある色彩を「色相（色合い）」「明度（明るさ）」「彩度（鮮やかさ）」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

(1) 色相

色相は、色合いを表します。10色の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字を取ったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表します。

(2) 明度

明度は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。



(3) 彩度

彩度は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。

最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

(4) マンセル値

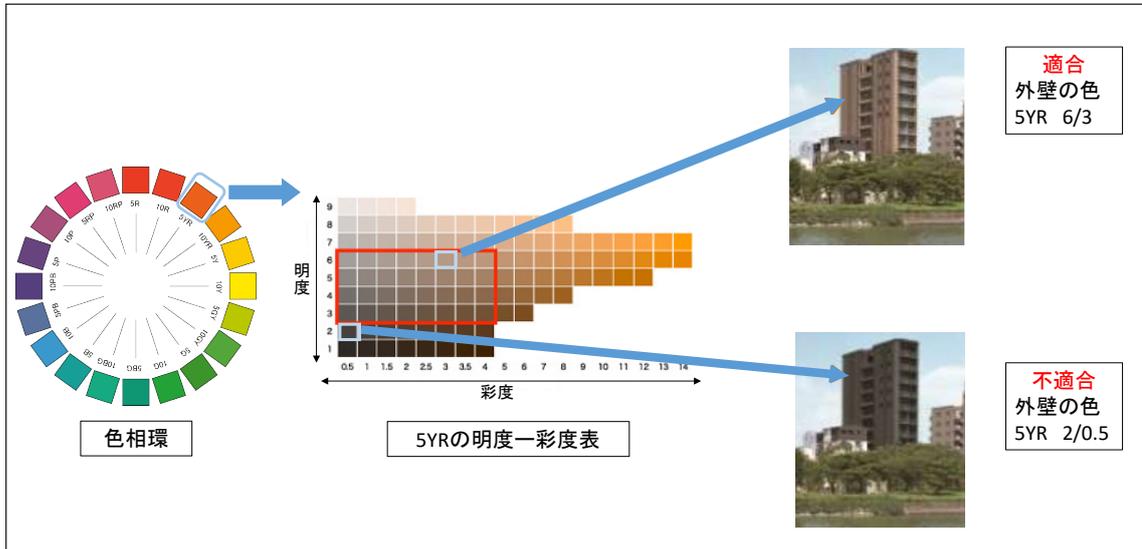
マンセル値は、これらの3つの属性を組み合わせる記号です。

●マンセル値の表示例

ご	あ	よん	の	じゅう
5	R	4	/	10
色相		明度		彩度

(5) マンセル基調色の基準例（外壁）

それぞれの色相毎に、明度と彩度の分布があります。周辺の街並みから突出するような色を避け、調和が保たれるように、色の範囲を設定します。



※色彩の基準は日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル値によります。

## 2 景観重要建造物及び景観樹木の指定の方針

久万高原町には、地域の景観を特徴づけている建造物（建築物・工作物）や樹木があります。こうした建造物や樹木は地域の歴史を物語るとともに、街並みを構成する重要な要素になって、まちの中に1本残されていても周囲の景観のアクセントとなっている場合もあります。

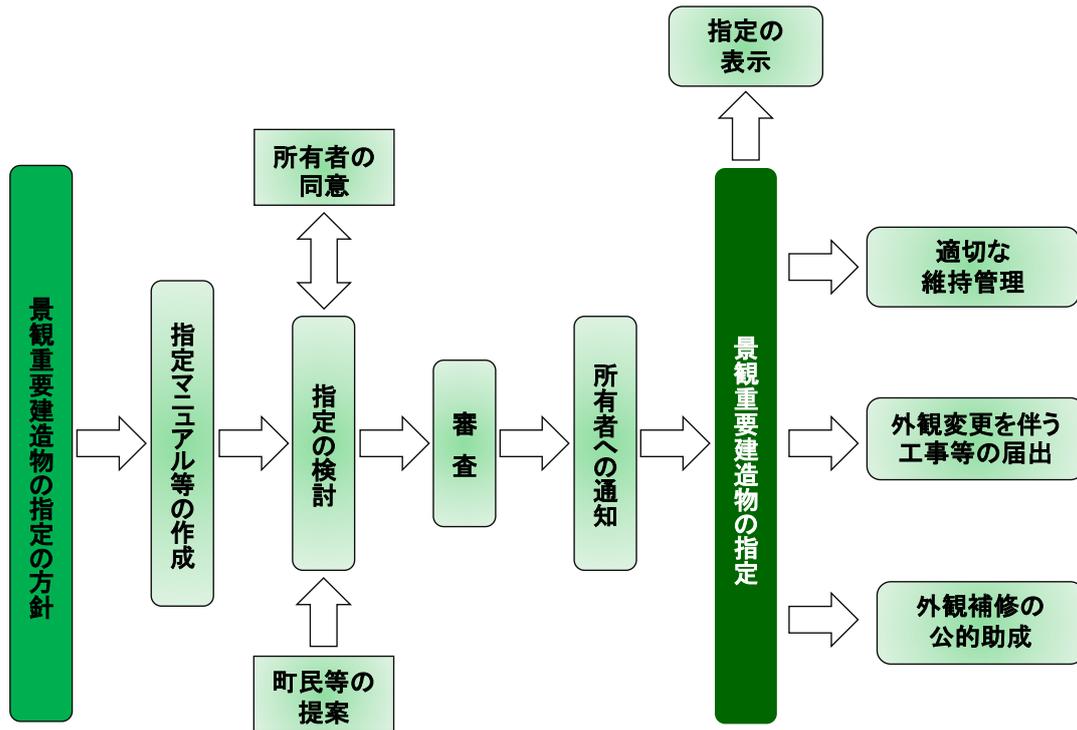
こうした地域の景観を特徴づけている建造物や樹木を積極的に守り育てていくために景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を定めます。

### （1）景観重要建造物の指定の方針

建造物の外観が地域の景観上の特徴を有し、道路などの公共の場所から容易に見ることのできる建造物のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

#### 景観重要建造物の指定の方針

- 1) 宿場町の面影を残す建造物で、街並み景観を構成する要素となっているもの。
- 2) 地域の歴史性を感じさせる屋敷や土蔵で、街並み景観を構成する要素となっているもの。
- 3) 農村にあって地域の景観を特徴づける要素となっているもの。
- 4) 産業遺産や土木遺産などで、地域の景観のシンボルとなっているもの。
- 5) 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの。また、地域の景観形成に主導的な役割を果たすと考えられるもの。
- 6) 地域の景観を形づくってきた意匠や工法の建築技術、石積み等の技術、農林業の生産施設等、素材に地域の特産を使用しているものや、その時代の匠や職人の技が光るもの。
- 7) 地域のシンボルとして親しまれているもの。

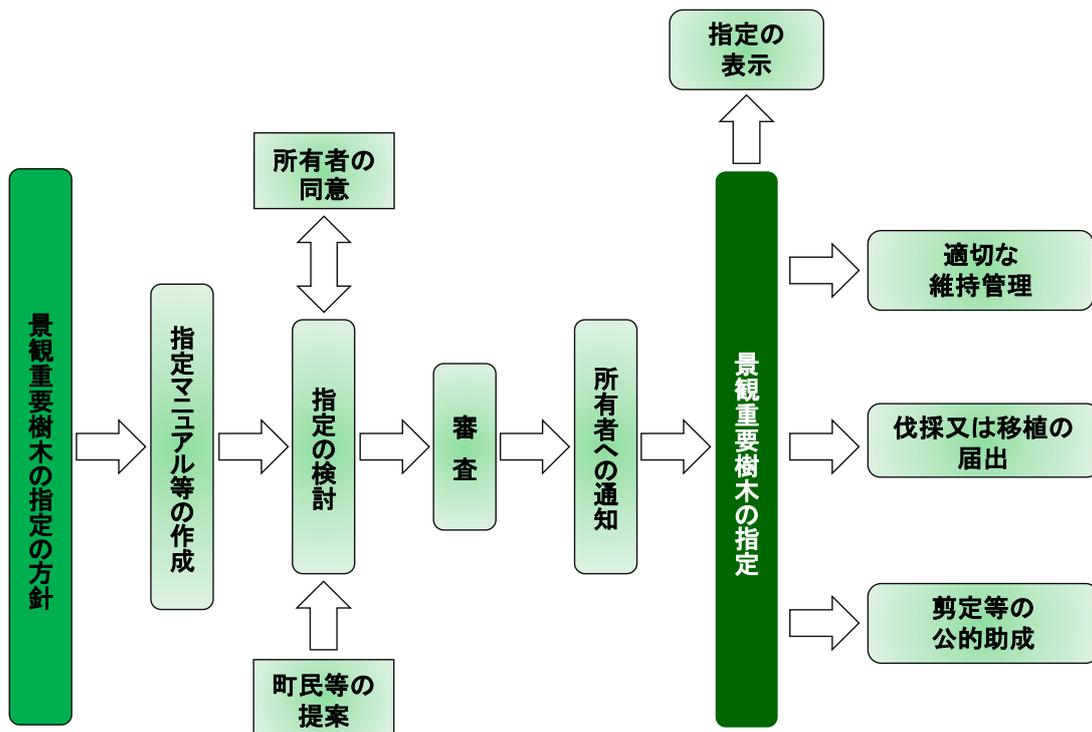


## (2) 景観重要樹木の指定の方針

樹容が美観上優れ、道路などの公共の場所から容易に見ることのできる樹木のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

### 景観重要樹木の指定の方針

- 1) 市街地においてシンボリックな樹木となっているもの。
- 2) 農村にあって地域の景観を特徴づける要素となっているもの。
- 3) 河川の水辺景観を構成する樹木となっているもの。
- 4) 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの。また、地域の景観形成に重要な役割を果たすと考えられるもの。



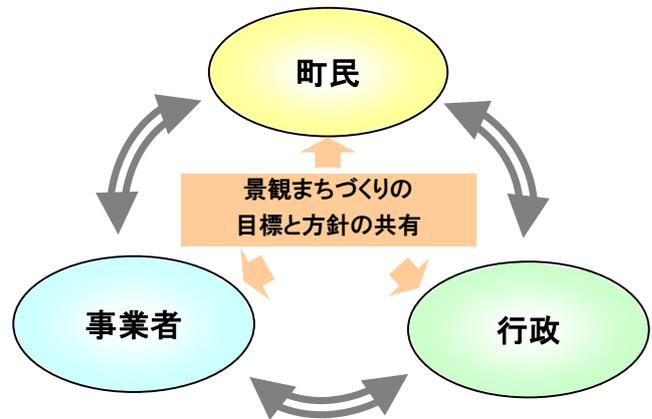
## 1 景観まちづくりの主体と役割

景観まちづくりを進めていくためには、多くの  
人々の理解と協力が必要です。

町民・事業者・行政がふるさと久万高原町の共有財産である景観の価値を認識し、景観まちづくりの目標と方針を共有した上で、それぞれがお互いの立場と役割を認め合い、できるところから一歩一歩確実に進めていくことが大切です。

久万高原町には、石鎚山系の山並みとそこに深く切り込まれた渓谷にみられる自然景観、旧土佐街道に沿って僅かにその佇まいを残す街並みの景観、山間傾斜地に沿って形成される集落や棚田など山間地域の農村景観、山間の遍路道の景観など、地域の風土を表す豊富な資源によって構成されています。

こうした景観を構成する資源を大切にし、暮らしの文化に培われてきた農村景観や、森林景観など、様々な地域で多くの人たちが継承してきた景観を今後とも大切にしていくことのできる景観整備への取り組みを進め、かけがえのない美しい景観を守り・育て・創造していくために、多様な主体、人々の協働によって景観まちづくりを推進します。



### (1) 町民の役割

町民は、自らが生活・活動するまちを心地よいまちとしていくために、公共施設に花いっぱい運動や清掃活動を通じたまちの美化、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、町民一人ひとりが自らできることを自発的に進めていくことが求められます。

景観まちづくりの主体であることを認識し、身の回りの小さな取り組みが少しずつ広がり、その活動の輪が町全体に広がっていくように、積極的に取り組むものとします。

- ◆ 町民は、自らが良好な景観づくりの主体であることを認識し、積極的にその役割を果たすよう努めるものとします。
- ◆ 町民は、「久万高原町景観条例」並びに「久万高原町景観計画」を尊重し、良好な地域づくり、景観づくりの妨げになる行為を行わないよう努めるものとします。
- ◆ 町民は、町が実施する良好な景観づくり、まちづくりに関する施策に協力し、ともにその推進に努めるものとします。

## (2) 事業者の役割

商業、工業、サービス業をはじめ事業者は、事業活動等を通じて産業や経済活動の発展に貢献するとともに、店舗や工場、事務所、看板などの形態や色彩は周辺の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、公園や広場、道路、河川など公共の場の景観まちづくりに積極的に取り組むものとします。

- ◆ 事業者は、事業活動の実施にあたって、良好な景観づくり、地域景観の維持・保全の妨げになることのないよう努めるものとします。
- ◆ 事業者のうち、建築物等の設計若しくは施工を業として行う者、土地・建築物等の販売、賃貸の事業者は、事業活動の実施にあたっては「久万高原町景観条例」並びに「久万高原町景観計画」を遵守するとともに、専門的知識、経験等を活用し、積極的に良好な景観づくりに努めるものとします。
- ◆ 事業者は、町が実施する良好な景観づくり、まちづくりに関する施策に協力し、ともにその推進に努めるものとします。

## (3) 行政の役割

景観計画に基づき、良好な景観形成に向けたルールを適正に運用し景観に配慮した公共施設の整備・維持管理を行うとともに、町民・事業者・行政の協働を積極的に推進します。

また、景観に関する啓発活動や情報提供などを通じて景観まちづくり活動に対する支援、協議する場の創出に取り組むものとします。

- ◆ 町は、良好な景観づくりを推進するため、町民及び事業者に対し、「久万高原町景観条例」並びに「久万高原町景観計画」の周知を図るものとします。
- ◆ 町は、良好な景観づくりに関する施策を念頭に景観条例を制定し、久万高原町の景観形成について総合的かつ計画的に整備を進めることとします。
- ◆ 町は、施策の策定及び実施にあたっては、町民及び関連する事業者の意見が十分に反映されるよう努めるものとします。
- ◆ 町は、公共施設等の整備を行う場合は、良好な景観づくりに先導的な役割を果たすものとします。
- ◆ 町は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、良好な景観づくりに関する協力を要請するものとします。

## 2 景観まちづくりの推進体制の構築

### (1) 国・県と連携

国や県との景観施策の連携を図り、公共施設の整備や適切な管理、各種事業の実施、景観形成に関する情報収集等に取り組みます。

また、愛媛県の景観アドバイザー制度を活用するとともに、景観に関する国や県の補助制度の活用を検討し、久万高原町の景観形成に効果的な施策の推進を図ります。

### (2) 景観審議会（仮称）の設置

景観の専門家や関係機関などから構成される景観審議会（仮称）を設置します。この審議会では、景観計画の運用、景観まちづくり重点地区の設定、景観重要建造物及び樹木の指定、景観計画の見直し等の重要事項について審議を行い、景観行政を進めます。

#### ○景観協議会（法第15条第1項）

景観協議会は、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて、関係行政機関や、公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えて、様々な立場の関係者が、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うことが可能とされています。

### (3) 町民の自主的な活動の支援

景観伐採、花いっぱい運動をはじめ、河川や道路などの公共の場の清掃活動といった景観まちづくりに関する町民の自主的な活動の支援や情報提供を行い、町民が主体となった運動の活発化を図ります。

また、町民活動の取り組みの促進に向け、県内及び全国の自治体やNPO等の取り組み事例や支援制度の紹介、専門家やコーディネーターの派遣等、多様な支援制度を検討します。

特に、地域の景観まちづくりにおいて様々な立場の関係者が協議する組織である「景観協議会」や、良好な景観形成を促進するための様々な事業を行う「景観整備機構」について、必要に応じて紹介し制度の活用を検討します。

○景観整備機構（法第92条）

景観整備機構制度は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける制度です。

（4）景観の定期的点検と景観計画の見直し

景観まちづくりに向け、町内主要箇所について景観の観測地点を設け定期的な点検を行います。また、必要に応じて景観計画の見直しを行います。

（5）小中学生へ景観教育の推進

ふるさと久万高原町の景観を将来に伝えるために、今回アンケートを取った中学生等に景観づくりへの意識啓発を行う目的で、定期的に景観アンケートを取り、景観計画の事業進捗、景観まちづくりの推進の効果検証、子どもたちの景観まちづくりへの参加のきっかけづくり等に活用します。

（6）えひめやまなみ燦々風景街道の景観伐採

（えひめやまなみ燦々風景街道）

国道33号、国道440号、国道494号、県道12号（主要地方道西条久万線）、県道383号（一般県道四国カルスト公園縦断線）、県道212号（東川上黒岩線）が中心となります。これらの道路は、西日本一の名峰「石鎚山」や「面河溪」、「四国カルスト」などに代表される山並みと清流「仁淀川」が道路に沿って流れ、豊かな自然の風景を眺めることができます。

えひめやまなみ燦々風景街道の沿道景観は、本町の恵まれた自然環境から創出された観光資源となるものです。しかし、樹木の伸張・繁茂により美しい景観や眺望が阻害される場合があります。美しい景観を守り、育てるためには、支障となる雑木などを伐採して景観再生を図ることが大切です。

◇実施例

- 仕出（平成27年度）県道東川上黒岩線

従前

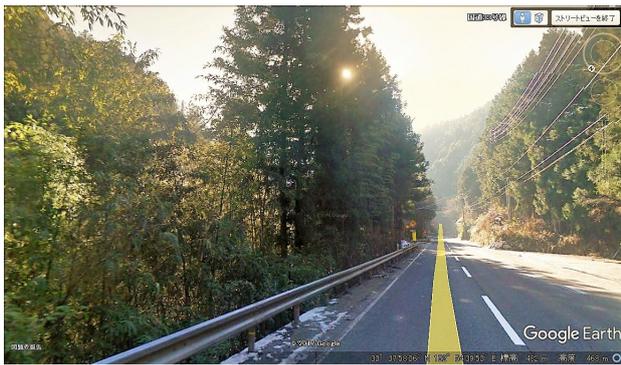


景観伐採後



- 下野尻（平成28年度）国道33号

従前



景観伐採後

